

第6期室蘭市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成27年3月

室蘭市

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置付け・期間 | 1 |
| (1) 計画の位置付け | 1 |
| (2) 計画の期間 | 2 |
| 3. 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み方向 | 3 |
| (1) 2025年を見据えた計画策定 | 3 |
| (2) 介護給付等対象サービスの充実・強化 | 3 |
| (3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 | 3 |
| (4) 介護予防の推進 | 3 |
| (5) 日常生活を支援する体制の整備 | 4 |
| (6) 高齢者の住まいの安定的な確保 | 4 |
| (7) 認知症施策の推進 | 4 |
| (8) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり | 5 |
| [参考] 介護保険制度見直しの概要 | 6 |
| 第2章 高齢者の状況 | 7 |
| 1. 高齢者人口等の状況 | 7 |
| (1) 高齢者数等の状況 | 7 |
| 2. 要支援・要介護認定者の状況 | 9 |
| 第3章 計画の基本理念と施策体系 | 10 |
| 1. 基本理念 | 10 |
| 2. 基本目標 | 10 |
| 3. 施策の方向性 | 12 |
| 第4章 施策の展開 | 15 |
| 1. 健康づくり・介護予防の推進 『元気に暮らす』 | 15 |
| (1) 健康づくりの推進 | 15 |
| (2) 介護予防の推進 | 16 |
| (3) 地域包括支援センターの充実 | 16 |
| 2. 介護保険サービスの充実 『安心して暮らす』 | 18 |
| (1) サービス提供体制の充実 | 18 |
| (2) 日常生活圏域について | 20 |
| (3) 地域包括支援センターの充実[再掲] | 22 |
| (4) 適正な介護保険事業の運営 | 22 |
| (5) 在宅医療・介護連携の推進 | 23 |
| (1) 地域支援体制の強化 | 24 |
| (2) 一人暮らし高齢者世帯等への支援 | 25 |
| (3) 生活支援サービスの創出 | 26 |

| | |
|---|----|
| 4. 認知症高齢者支援の充実 『認知症にやさしいまちで暮らす』 | 27 |
| (1) 認知症高齢者支援体制の構築 | 27 |
| (2) 認知症高齢者を支える地域づくり | 28 |
| (3) 権利擁護等の推進 | 29 |
| 5. 住み続けられるまちづくり 『住みなれた所で暮らす』 | 30 |
| (1) 多様な住まいの確保 | 30 |
| (2) 居場所づくり・生きがいつくりの推進 | 31 |
| (3) 移動手段の確保 | 32 |
| (4) 生活環境づくりの促進 | 33 |
| 第5章 介護保険事業費と介護保険料 | 34 |
| 1. 介護保険事業費の推計 | 34 |
| 2. 第1号被保険者の介護保険料 | 36 |
| (1) 介護保険料の推移 | 36 |
| (2) 第6期介護保険料の算定 | 37 |
| (3) 介護保険料の算出 | 39 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 41 |
| 1. 市民参画と協働 | 41 |
| 2. 事業評価と進行管理 | 41 |
| 3. 関係機関等との連携 | 41 |
| 4. 計画の弾力的な運用 | 42 |
| 資料 | |
| 資料1 室蘭市保健福祉推進審議会委員 | 45 |
| 資料2 室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会委員 | 46 |
| 資料3 計画策定協議会等の開催状況 | 47 |
| 資料4 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実績 | 48 |
| 資料5 第5期計画期間内の介護保険サービス等の利用状況 | 50 |
| 資料6 日常生活圏域ごとの介護サービス事業所等（平成26年度末見込み） | 52 |
| 資料7 室蘭市高齢者日常生活圏域ニーズ調査結果について | 53 |
| 資料8 用語集 | 66 |
| 室蘭市高齢者関係施策一覧表（民間事業者含む） | 73 |

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国は、現在、世界で最も高齢化が進んでおり、また、人口も減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の将来予測では、平成72年（2060年）には総人口が8,674万人となり、総人口に占める65歳以上の割合は39.9%になると見込まれています。

計画の策定にあたり、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢化が一層進展すること、また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケア」を推進することがますます重要となっています。

計画は、「地域包括ケア」を推進してきた第5期計画の継続性を図りながら、平成27年度から29年度までを計画期間とする第6期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、本計画）を策定します。

2. 計画の位置付け・期間

（1）計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は、第5次室蘭市総合計画の基本構想、基本計画に基づき、他の関連計画との連携、整合性を図るよう留意し策定します。

① 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）は、介護保険事業を含む高齢福祉事業の総合的な計画であり、すべての高齢者を対象とするものです。

② 介護保険事業計画

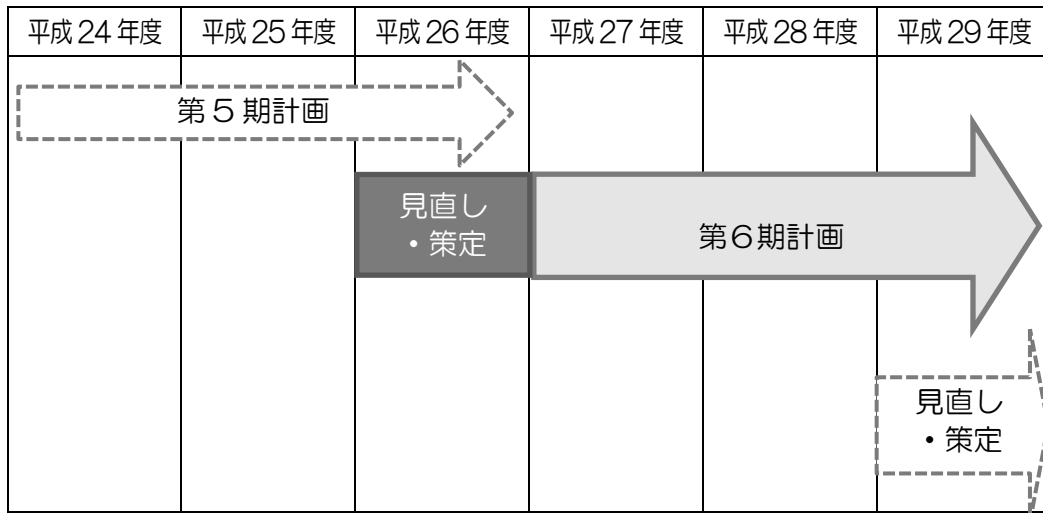
介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関する計画であり、対象となる要援護高齢者数や給付対象サービスの事業量・事業費を示すとともに、介護保険事業を円滑に推進していくための施策を体系的に示すものです。

(2) 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし平成29年度を最終年度とする3ヶ年計画です。

介護サービスの需要、基盤整備の進捗状況、介護保険財政の状況等を踏まえて、平成29年度に見直しを行うものとします。

介護保険法第129条第3項の規定により、第1号被保険者の保険料は、平成27年度から平成29年度までの3年間を通じて財政の均衡が保たれるように設定します。



3. 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み方向

改正介護保険法等に基づく国や道の基本指針等から、地域包括ケアシステムの実現に向けて、本計画策定において踏まえるべき主な方向性は以下のとおりです。

(1) 2025年を見据えた計画策定

団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年度（平成37年度）までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが必要です。

(2) 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加等を踏まえた地域密着型サービスなどのサービスの提供や在宅と施設の連携など、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

(3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域の課題や特性に合わせ、既存の資源を活用しながら在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図ることが重要です。

そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種等との「顔の見える関係づくり」を推進することが重要であり、医師会や医療と介護の連携推進に取り組む団体等と協働し在宅医療・介護連携の体制整備を図ることが必要です。

(4) 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、その推進に当たっては、機能回復訓練などの高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいのある生活を営むことのできる生活環境の場の整備及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境も含めた、バランスのとれた施策が重要です。

そのため、地域におけるリハビリテーション専門職等を活用した高齢者の自立支援に資する取組の推進や、高齢者自身がサービスの担い手となる等の住民参加型の介護予防事業を推進することで、高齢者が生きがいと役割を持って生活できる地域の実現を目指すことが必要です。

(5) 日常生活を支援する体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援など日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備していくことが必要です。

そのため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ることが必要です。

また、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護について、平成 30 年 3 月末までに、地域支援事業に段階的に移行することが法で定められており、保険者を中心とした地域づくりをこれまで以上に推進していくことが必要です。

(6) 高齢者の住まいの安定的な確保

地域において、それぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となります。

そのため、個人において確保する持家や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保することが必要です。

(7) 認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組を進めることが必要です。

具体的には、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（以下「認知症ケアパス」という。）を確立し、どのように認知症高齢者を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めることが重要です。

(8) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークを構築することが必要です。

地域包括ケアのイメージ



地域包括ケアを支える4つの『助』

『自助』

高齢者自身が自分でできる生活設計や、健康維持・増進のための取組など

- 規則正しい生活や定期健診などによって健康を自己管理する
- 年金や就労などで生活費を確保するなど

『互助』

地域住民による助け合いなどのことで、自助活動の充実にも関係

- ボランティア活動に参加する
- 自治会などの活動に参加する
- 趣味・サークル活動に参加するなど

『共助』

社会保険のようなサービスや費用負担などで制度化された相互扶助

- 介護保険制度
 - 医療保険制度
 - 年金保険制度
- など

『公助』

自助、互助、共助では対応できないものに対する公の社会保障

- 生活保護
 - 市が実施する高齢者福祉
 - 人権擁護・虐待対策
- など

[参考] 介護保険制度見直しの概要

| 項目 | 現行制度 | 改正内容 |
|--|---|---|
| 1 地域支援事業の見直し(要支援者に対する支援) (第115条の45等) | 1 介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) ○二次予防事業 虚弱高齢者などが介護予防プログラムに参加 ○一次予防事業 全高齢者を対象とした介護予防に関する情報提供等 2 包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援 3 任意事業 ○地域の実情に応じた事業 介護給付適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業 ○事業規模：給付見込額の3%以内 | 1 介護予防・日常生活支援総合事業 (1)介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ○通所型サービス ○生活支援サービス(配食等) ○介護予防支援事業(ケアマネジメント) (2)一般介護予防事業 すべての高齢者を対象にした体操教室等の普及啓発等 2 包括的支援事業 ① 在宅医療・介護連携の推進 ② 認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チームの設置等) ③ 地域ケア会議の推進(法に位置づけ) ④ 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加 3 任意事業 |
| 2 第1号保険料の多段階化 | 標準第6段階 | 標準第9段階 |
| 3 第1号保険料の軽減措置 (第124条の2) ※H27.2時点で国から示されているもの | — | H27・28 第1段階 現行 0.5 ⇒ 0.45 H29 第1段階 0.45 ⇒ 0.3 第2段階 現行 0.75 ⇒ 0.5 第3段階 現行 0.75 ⇒ 0.7 |
| 4 特養の利用対象者 (第8条第21項) | 要介護1～5 | ○中重度者(要介護3～5) ※既入所者は除く。また、要介護1～2でも <u>一定の要件</u> の場合には特例的に入所を認める。 |
| 5 利用者負担 (第49条の2) | 費用の1割 | 一定以上の所得者について2割に引き上げ |
| 6 施設の食費・居住費の助成 (補足給付の支給要件) (第51条の3) | 所得に応じて第1～3段階まで軽減 | 所得に加えて資産等も勘案 預貯金等(自己申告を基本とし、偽り・不正行為があった場合、加算金を徴収) |
| 7 その他 (1) サ高住への住所地特例(第3条) (2) 小規模通所介護の指定・監督権限の市町村への移行(第8条) (3) 居宅介護支援事業者の指定・監督権限の市町村への移行(第79条等) | (1) 有料老人ホームに該当しても特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借のサービス付き高齢者住宅は対象外 (2) 都道府県権限 通所介護のうち前年度の1月当たりの平均利用延べ員数が300人以内の指定介護事業所に加算設定あり (3) 都道府県権限 | (1) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅への住所地特例の適用 (2) 市町村権限 小規模通所介護を地域密着型サービスに移行 (3)市町村権限 |

※一定の要件とは、認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活に支障を来しており、在宅生活が困難な状態など

第2章 高齢者の状況

1. 高齢者人口等の状況

(1) 高齢者数等の状況

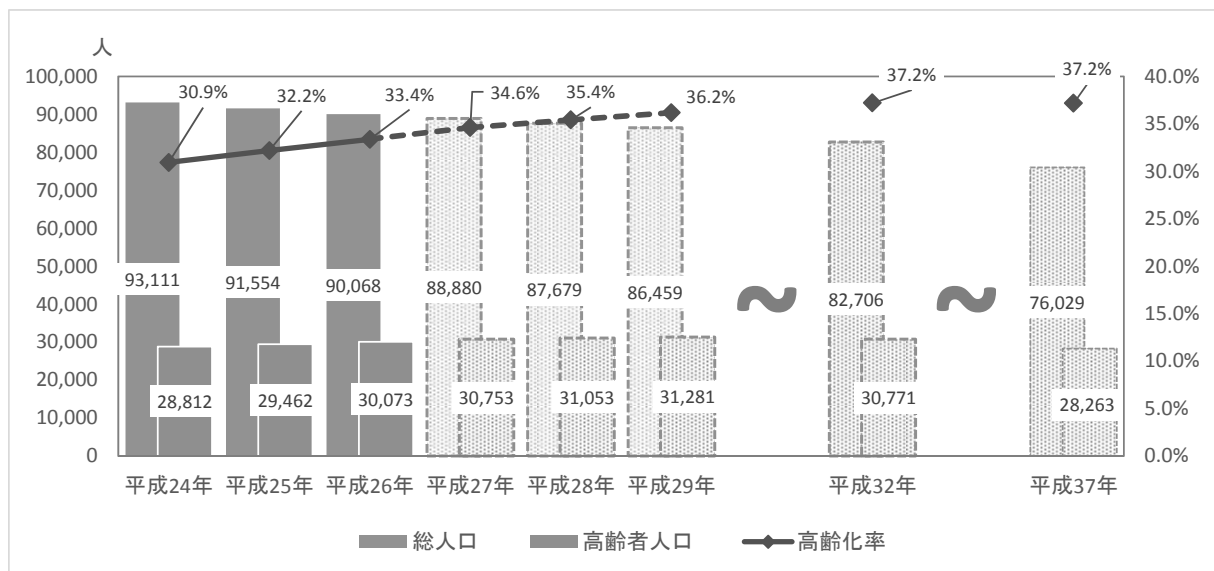
本市における平成26年9月30日現在の高齢者人口は30,073人で、高齢化率は33.4%となっています。

今後も高齢化が進むなかで、計画最終年度の平成29年の高齢者人口は31,281人、高齢化率は36.2%になると見込んでいます。

| 区分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 推計値 | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
| 総人口(A) | 93,111 | 91,554 | 90,068 | 88,880 | 87,679 | 86,459 | 82,706 | 76,029 |
| 高齢者人口(B) | 28,812 | 29,462 | 30,073 | 30,753 | 31,053 | 31,281 | 30,771 | 28,263 |
| 65～74歳 | 14,657 | 14,909 | 15,292 | 15,604 | 15,495 | 15,319 | 14,299 | 10,564 |
| 75歳以上 | 14,155 | 14,553 | 14,781 | 15,149 | 15,558 | 15,962 | 16,472 | 17,699 |
| 高齢化率(B/A) | 30.9% | 32.2% | 33.4% | 34.6% | 35.4% | 36.2% | 37.2% | 37.2% |

※ 室蘭市住民基本台帳、外国人を含めた集計（各年9月30日現在）

※ 推計方法：平成24年から平成26年の増減率を基に算出。



(2) 高齢者世帯の状況

本市の高齢者世帯は、国勢調査で見ると、平成17年の17,245世帯(38.1%)から平成22年には18,608世帯(41.3%)へと増加しています。

なかでも、高齢者一人暮らし世帯は、平成17年の5,494世帯(12.1%)から平成22年には6,326世帯(14.0%)へ、また、高齢者夫婦世帯も平成17年の4,840世帯(10.7%)から平成22年には5,407世帯(12.0%)へと増加しています。

| 区分 | 世帯数(世帯) | | 構成比(%) | |
|------------|---------|--------|--------|-------|
| | 平成17年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 高齢者世帯 | 17,245 | 18,608 | 38.1 | 41.3 |
| 高齢者一人暮らし世帯 | 5,494 | 6,326 | 12.1 | 14.0 |
| 高齢者夫婦世帯 | 4,840 | 5,407 | 10.7 | 12.0 |
| その他の高齢者世帯 | 6,911 | 6,875 | 15.3 | 15.3 |
| 施設等の世帯 | 52 | 67 | 0.1 | 0.2 |
| その他一般世帯 | 27,969 | 26,354 | 61.8 | 58.5 |
| 総世帯数 | 45,266 | 45,029 | 100.0 | 100.0 |

※ 国勢調査による。

※ 「高齢者夫婦世帯」とは、夫婦とも65歳以上の世帯

2. 要支援・要介護認定者の状況

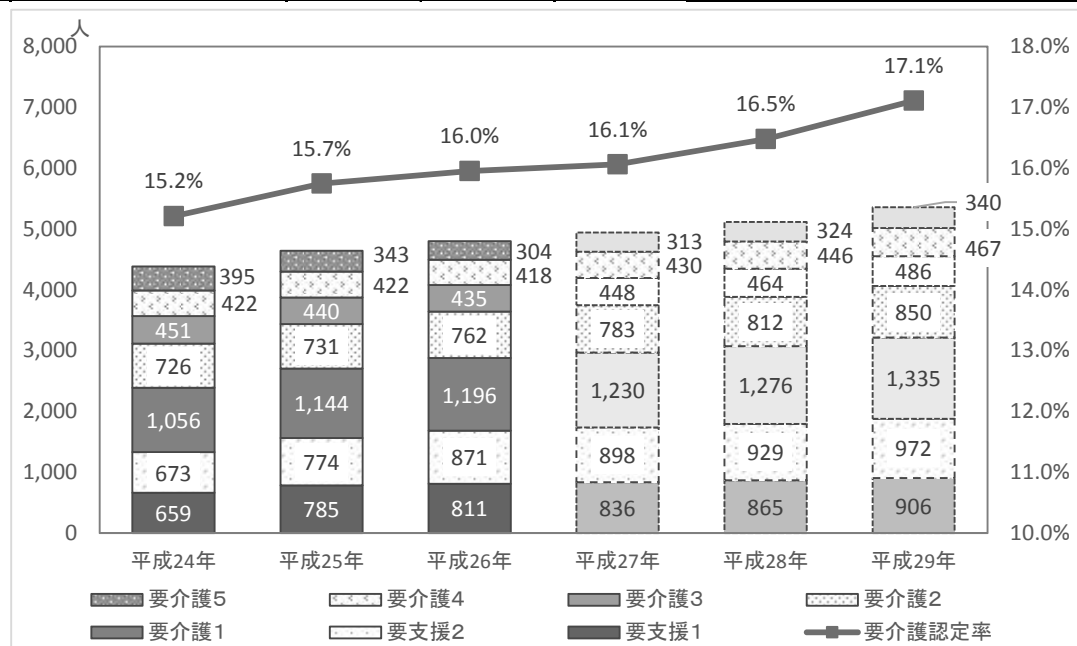
平成26年9月30日現在の65歳以上（第1号被保険者）の要支援・要介護認定者数は4,797人で、高齢者に占める認定者の割合は16.0%となっています。

今後も高齢者人口の増加に伴って、65歳以上の認定者数も増え、また、75歳以上高齢者の増加によって認定率も上昇するものと見込まれるため、平成29年の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は5,356人、認定者の割合は17.1%になると見込んでいます。

第1号被保険者の要介護度別にみると、全ての要介護度において認定者が増加し、特に要支援及び要介護1・2の認定者が大きく増加することが見込まれます。

なお、40歳から64歳（第2号被保険者）の要支援・要介護認定者数は、平成26年9月30日現在では108人で、平成29年には83人になると見込んでいます。

| 区分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 推計値 | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 高齢者人口(A) | 28,812 | 29,462 | 30,073 | 30,753 | 31,053 | 31,281 |
| 65～74歳 | 14,657 | 14,909 | 15,292 | 15,604 | 15,495 | 15,319 |
| 75歳以上 | 14,155 | 14,553 | 14,781 | 15,149 | 15,558 | 15,962 |
| 認定者数合計 | 4,510 | 4,754 | 4,905 | 5,044 | 5,211 | 5,439 |
| 第1号被保険者(B) | 4,382 | 4,639 | 4,797 | 4,938 | 5,116 | 5,356 |
| 要支援1 | 659 | 785 | 811 | 836 | 865 | 906 |
| 要支援2 | 673 | 774 | 871 | 898 | 929 | 972 |
| 要介護1 | 1,056 | 1,144 | 1,196 | 1,230 | 1,276 | 1,335 |
| 要介護2 | 726 | 731 | 762 | 783 | 812 | 850 |
| 要介護3 | 451 | 440 | 435 | 448 | 464 | 486 |
| 要介護4 | 422 | 422 | 418 | 430 | 446 | 467 |
| 要介護5 | 395 | 343 | 304 | 313 | 324 | 340 |
| 要介護認定率(B/A) | 15.2% | 15.7% | 16.0% | 16.1% | 16.5% | 17.1% |
| 第2号被保険者 | 128 | 115 | 108 | 106 | 95 | 83 |



第3章 計画の基本理念と施策体系

1. 基本理念

地域包括ケアの考え方は、平成 17 年の介護保険法の一部改正で打ち出され、平成 23 年の法改正においては、地域包括ケアの構築が、国及び地方公共団体の責務（法第 5 条第 3 項）とされました。

このことを踏まえ、第 5 期計画では、「地域包括ケア」を推進するための基本理念を定め施策を推進しています。

前述のとおり、平成 27 年度の介護保険制度の改正内容やそれを踏まえた国や道の基本指針が、地域包括ケアを推し進めるものとなっています。

このことから、本計画では、第 5 期計画の基本理念を踏襲します。

【基本理念】

高齢者が、健康でいきいきと、住みなれた所で暮らし続けられるまち

2. 基本目標

本計画においては、基本理念の実現に向け 3 つの基本目標を設定します。

基本目標 1 いつまでも健康に暮らすための環境づくり

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくり

基本目標 3 つながり支え合うまちづくり

基本目標 1 いつまでも健康に暮らすための環境づくり

高齢者が健康で暮らし続けるために最も重要なことは、病気あるいは要介護状態にならないように、日頃から健康づくりや介護予防に自らが取り組む意識や姿勢です。

改正介護保険法の第 4 条では、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」と記載されているように、サービスを受けるだけでなく、健康づくりや介護予防に向けた自助努力を求めています。

こうしたことから、高齢者の健康づくり・介護予防に対する意識を高めるための普及啓発を図るとともに、支援が必要な高齢者を把握し、本人の健康状態あるいは生活課題等を踏まえた的確な健康づくり・介護予防サービスを提供できる体制を整えます。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくり

高齢者が病気あるいは要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービス、生活支援サービス等の充実を図ります。

要支援者を対象とした介護予防給付サービスの充実を図り、要介護度の維持・改善を図るとともに、居宅サービスや地域密着型サービスの整備等により、重度の要介護者になっても安心して暮らし続けることができる体制を整備します。

また、要介護認定者に加えて、認知症高齢者の増加が課題となっており、医療機関等との連携を強化し、認知症高齢者を早期に発見・対応できる体制を整えます。

基本目標3 つながり支え合うまちづくり

本市の75歳以上の高齢者数、要介護認定者数は増加しています。一方、既存の民間事業者や社会福祉協議会、地域団体等が、高齢者の生活支援等に係る様々な量的・質的ニーズに対応するには限界があります。民間事業者においては介護職の人材確保が、地域団体等においては、会員やボランティアの高齢化が進んでいることなどが課題となるなど、高齢者の生活を支える地域の資源は限られている状況です。

そのため、市民一人ひとりが地域の担い手として高齢者を支え、あるいは支えられる「お互い様」のまちづくりを進めていくことが重要です。都市部ではこうした地域コミュニティが崩壊しつつあるといわれていますが、室蘭市だからこそこの「地域のつながり」をしっかりと維持していくことが重要です。

その実現のステップとして、市民一人ひとりが、こうした地域の課題をしっかりと認識することが重要です。

人は必ず老いていきます。そして一人暮らしや高齢者のみの世帯も増えていきます。自分が高齢者となりさらには介護が必要になったときの、将来イメージを早い段階で持つことによって、市民がこのまちで暮らし続けるために必要なことを、積極的に考え行動するようになると考えます。こうしたきっかけを積極的に提供していきます。

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進は、高齢者の健康づくり・介護予防にも大きく寄与します。

人口減少により地域の担い手が限られる中で、高齢者自らが地域の担い手として活躍する場をつくることで、高齢者の生きがい・やりがいをつくり、それによってさらには自身の健康づくり・介護予防に繋げる視点が重要です。

地域資源が限られる中で、いかに市民一人ひとりの意識を変えていき、地域で支え合っていくという考え方は、高齢者福祉・介護に限定されるものではなく、子育て支援、障がい者支援、生活困窮者支援など、あらゆる地域の課題を解決する「まちづくり」の根幹をなすものです。

そのため、地域の課題を解決できるよう、担い手を育成し、つながり支え合うまちづくりを推進します。

3. 施策の方向性

第5期計画の施策の方向性である「健康づくり・介護予防の推進」、「介護保険サービスの充実」、「地域支えあいの仕組みづくり」、「住み続けられるまちづくり」を踏襲するとともに、地域支援事業に係る法改正等に伴い、さらなる推進が必要な「認知症高齢者支援の充実」を新たな柱として追加します。

【施策の体系】

| 施策の方向性 | 主な取り組み |
|-----------------------------|---|
| 1 健康づくり・介護予防の推進 『元気に暮らす』 | (1) 健康づくりの推進 ①はぴらん体操の普及啓発 ②地区健康教室の充実 ③保健事業の充実 |
| | (2) 介護予防の推進 ①えみなくらぶの充実 ②えみなメイトの拡充 ③認知症予防の推進 ④介護支援ボランティアの推進 |
| | (3) 地域包括支援センターの充実 ①地域包括支援センターの機能強化 ②地域ケア会議の推進 |
| 2 介護保険サービスの充実 『安心して暮らす』 | (1) サービス提供体制の充実 ①居宅サービスの充実 ②地域密着型サービスの整備促進 |
| | (2) 日常生活圏域について ①日常生活圏域の継続 ②日常生活圏域別のサービス整備 |
| | (3) 地域包括支援センターの充実[再掲] |
| | (4) 適正な介護保険事業の運営 ①市民への周知・啓発 ②介護サービスの質の向上 ③地域包括ケアシステム構築に向けた情報発信の促進 ④地域包括ケアを促進するための検討 |
| | (5) 在宅医療・介護連携の推進 ①医療と介護の連携体制の充実 |

| | |
|---|---|
| <p>3 地域支えあいの仕組みづくり 『支えあって暮らす』</p> | <p>(1) 地域支援体制の強化 ①社会福祉協議会との連携強化 ②高齢者たすけ隊・見守り隊の推進 ③地域支えあい情報ネットワークの活用促進 ④高齢者地域支えあい体制の構築推進</p> |
| | <p>(2) 一人暮らし高齢者世帯等への支援 ①緊急通報システムの利用促進 ②鍵の保管先登録 ③緊急情報記録票の普及促進</p> |
| | <p>(3) 生活支援サービスの創出 ①介護予防・日常生活支援総合事業への移行</p> |
| <p>4 認知症高齢者支援の充実 『認知症にやさしいまちで暮らす』</p> | <p>(1) 認知症高齢者支援体制の構築 ①地域ケア会議の推進[再掲] ②認知症高齢者の早期発見に向けた体制づくり ③認知症初期集中支援チームの設置 ④認知症地域支援推進員の配置 ⑤認知症カフェの設置 ⑥認知症ケアパスの作成・普及</p> |
| | <p>(2) 認知症高齢者を支える地域づくり ①認知症支援体制の強化 ②オレンジネットの充実 ③認知症徘徊模擬訓練の実施</p> |
| | <p>(3) 権利擁護の推進 ①成年後見支援事業（成年後見支援センター）の推進 ②高齢者虐待防止のための相談体制等の充実</p> |
| <p>5 住み続けられるまちづくり 『住みなれた所で暮らす』</p> | <p>(1) 多様な住まいの確保 ①高齢者に配慮した市営住宅の建替え促進 ②サービス付き高齢者向け住宅の整備促進 ③まちなか居住の促進 ④高齢者住宅改修補助制度事業の利用促進 ⑤地域密着型サービスの整備促進[再掲]</p> |
| | <p>(2) 居場所づくり・生きがいづくりの推進 ①総合福祉センター機能の継続 ②白鳥大橋パークゴルフ場の利用促進 ③軽スポーツ（体操、ルディックウォーキング等）の普及拡大 ④学習機会の確保 ⑤就労機会の拡大（シルバー人材センターへの支援） ⑥介護支援ボランティアの推進[再掲]</p> |

| | |
|--|--|
| | (3) 移動手段の確保 ①生活交通の維持・確保の推進 ②高齢者割引（ふれあい）パスの利用促進 ③地域コミュニティ交通事業の検討 ④あったか移送サービスの検討 ⑤福祉有償運送サービスの利用促進 |
| | (4) 生活環境づくりの促進 ①道路や公園の整備促進 ②交通安全・災害対策等の推進 |

第4章 施策の展開

1. 健康づくり・介護予防の推進 『元気に暮らす』

高齢者が健康で暮らせるために、健康づくりや介護予防に積極的に取組めるよう、介護予防事業を推進します。

(1) 健康づくりの推進

① はぴらん体操の普及啓発

高齢者でも自宅で簡単にできるご当地健康体操として、地区健康教室等ではぴらん体操の普及を図ります。

② 地区健康教室の充実

生活習慣病予防及び健康増進の一環として、地域の町内会や老人クラブと連携し、健康情報や健康食の試食などを提供し、保健師・管理栄養士等を講師とした健康教室の充実を図ります。

③ 保健事業の充実

健康診査などにより、早期発見・早期治療につなげ健康の保持増進を図ります。

関連事業

○特定健康診査事業

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した各種検査を実施

○各種がん検診

がんを早期に発見し、早期治療につなげるために、肺・大腸・胃・前立腺・子宮・乳の各がん検診事業を実施

○各種検診事業（人間ドック、脳ドック）

疾病の早期発見・早期治療を目的に、市内医療機関にて実施

○高齢者予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）

インフルエンザの蔓延や肺炎罹患を予防するために実施

○簡単ヘルシーメニューと運動ガイドの配布

健康に関する知識の普及を目的に、各種健康増進事業にてパンフレットを配布

(2) 介護予防の推進

① えみなくらぶの充実

基本チェックリストで該当した対象者に対し、デイサービスセンターや整骨院で行っている、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上のための複合プログラム加えて、平成26年度から単独プログラムとして「口腔教室」を市内2か所で開催しており、対象者の状況に合わせた対応を充実します。

また、総合事業を見据えた検討をします。

② えみなメイトの拡充

高齢者が歩いて通える身近な会場で、体操や運動、健康づくりのための豆知識などの講話を通して、介護予防を目指しています。また、住みなれた場所でいきいきとした生活を送れるよう、楽しみながらの仲間づくりと地域の支え合いの輪を広げ、実施会場の拡充を図ります。

| 区 分 | | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|--------|-------|----------|-----------|
| えみなメイト | 実施会場 | 27会場 | 31会場 |
| | 延参加人数 | 5,430人 | 5,970人 |

③ 認知症予防の推進

認知症予防に関する知識を多くの市民の理解が深まるよう、市民向けの講演会を開催し、知識の普及を図ります。

④ 介護支援ボランティアの推進

高齢者が、介護予防と生きがいのある暮らしを送ることを目的に、介護施設でボランティアとして活動する時間に応じてポイントを付与する「介護支援ボランティア」を推進し、今後はポイントを付与するボランティア活動の拡大に向けて検討します。

関連事業

○ボランティアセンター（社会福祉協議会）

高齢者を含む市民ボランティアの養成、登録、相談、受付、情報提供等の実施

(3) 地域包括支援センターの充実

① 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進行に伴い、総合相談、権利擁護、虐待等への対応件数も増加しており、それらに対応するため、社会福祉協議会や市との情報ネットワークを有効活用し、迅速かつ質の高い対応に努めるとともに、地域包括ケア体制の中核を担う重要な機関としての機能を高めます。

② 地域ケア会議の推進

介護保険制度の見直しにより、地域ケア会議が法に位置づけられ、個別支援の検討機能と地域全体の課題検討・政策形成となる市町村レベルでの体制づくりが必須業務として追加されました。

今後も地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携する方策等を検討するため、地域ケア会議の効果的な実施を図ります。

2. 介護保険サービスの充実 『安心して暮らす』

介護が必要になっても住み慣れた地域で、質の高いサービスを受けながら、安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス（居宅サービス、地域密着型、施設サービス）の充実を図ります。

（1）サービス提供体制の充実

① 居宅サービスの充実

居宅サービスは、住み慣れた地域や住まいで、自らサービスを選択し、暮らし続けられるよう、利用者や事業者の意向及び利用状況などを見極めながらサービスの充実に努めます。

なお、計画期間内では、「通所介護」や「訪問介護」などのサービスに対し、新規参入や拡大を検討している事業者があり、提供体制の充実を図ります。

| | 平成26年度見込み | 平成29年度目標 |
|---------------|-----------|----------|
| 訪問介護 | 14,831回 | 8,457回 |
| 訪問入浴介護 | 425回 | 475回 |
| 訪問看護 | 2,365回 | 3,747回 |
| 訪問リハビリテーション | 1,858回 | 2,123回 |
| 居宅療養管理指導 | 2,374件 | 2,824件 |
| 通所介護 | 17,618回 | 11,951回 |
| 通所リハビリテーション | 5,322回 | 6,317回 |
| 短期入所生活介護 | 1,222日 | 1,236日 |
| 短期入所療養介護 | 844日 | 1,307日 |
| 福祉用具貸与 | 11,698件 | 14,834件 |
| 特定福祉用具購入費 | 343件 | 396件 |
| 住宅改修費 | 529件 | 510件 |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 31,494件 | 37,389件 |

※ 予防給付と介護給付の1年間の延合計数

※ 訪問介護・通所介護は、平成29年度に地域支援事業へ移行

② 地域密着型サービスの整備促進

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築を目指すうえで、住み慣れた地域での生活を継続するために今後ますます重要なサービスです。

特別養護老人ホームには多数の入所申込者がいること、制度改正に伴い、特別養護老人ホームの入所対象が原則要介護3以上の方となることから、地域密着型サービスに対する需要が高くなることを見込まれます。

| 項目 | 現行制度 | 改正内容 |
|-----------------------|--------|--|
| 特養の利用対象者 (第8条第21項) | 要介護1～5 | ○中重度者(要介護3～5) ※既入所者は除く。また、要介護1～2でも一定の要件の場合には特例的に入所を認める。 |

※ 一定の要件とは、認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活に支障を来しており、在宅生活が困難な状態など

このため、基本的に事業者の地域密着型サービスの実施意向を最大限に尊重し、計画に反映することとします。

また、在宅での生活支援の充実を図るため、介護と医療の連携の下で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の参入促進を図ります。

<新規開設・拡大目標量>

| 区分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------------|-------|--------|--------|--------|
| 夜間対応型訪問介護 | 事業所数 | — | 1事業所 | — |
| | 定員数 | — | 15人 | — |
| 認知症対応型通所介護 | 事業所数 | — | — | 1事業所 |
| | 定員数 | — | — | 10人 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 事業所数 | — | 1事業所 | 1事業所 |
| | 登録人数 | — | 25人 | 25人 |
| 認知症対応型共同生活介護 | ユニット数 | — | 1事業所 | 1事業所 |
| | 定員数 | — | 18人 | 18人 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 事業所数 | — | 1事業所 | |
| | 登録人数 | — | 10人 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) | 事業所数 | — | 1事業所 | — |
| | 登録人数 | — | 25人 | — |

(2) 日常生活圏域について

① 日常生活圏域の継続

本市では、平成18年度から、市内を4つの日常生活圏域に分け、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な地域で相談や支援、介護サービスが受けられるように体制の整備を進めてきました。

今後も、地域包括ケアの推進に向けて一層の取り組みが重要であることから、これまでの日常生活圏域の4圏域を継続します。

| 日常生活圏域 | 町名 | 地域包括支援センター |
|------------------|---|------------|
| 祝津・白鳥台 ・本輪西地区 | 絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、本輪西町、幌萌町、神代町、香川町、陣屋町、白鳥台、崎守町、石川町 | 白鳥ハイツ |
| 中央・母恋 ・輪西地区 | 緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町、茶津町、新富町、母恋北町、母恋南町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町 | 母恋 |
| 東・高砂地区 | 東町、寿町、日の出町、高砂町、水元町、天神町 | ことぶき |
| 中島・港北地区 | 中島町、中島本町、高平町、八丁平、知利別町、宮の森町、港北町、柏木町 | 憩（いこい） |



② 日常生活圏域別の地域密着型サービス等の整備状況（一覧）

| | | 祝津・白鳥台・ 本輪西地区 | 中央・母恋・ 輪西地区 | 東・高砂地区 | 中島・港北地区 | |
|--|-------------------------------------|------------------|----------------|--------|---------|-----|
| 地域 密着型 サー ビス | 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 | 事業所数 | | | 1 | |
| | | 実利用者数 | | | 5 | |
| | 認知症対応型デイサービスセンター | 事業所数 | 1 | 1 | 1 | |
| | | 定員 | 12 | 7 | 12 | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 事業所数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 定員 | 18 | 25 | 25 | 25 |
| | 認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護） | 事業所数 | 3 | 4 | 4 | 2 |
| | | 定員 | 54 | 72 | 81 | 36 |
| | 地域密着型小規模ケアハウス （地域密着型特定施設入居者生活介護） | 事業所数 | 1 | | | |
| | | 定員 | 29 | | | |
| 地域密着型特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） | 事業所数 | | 1 | | | |
| | 定員 | | 29 | | | |
| 施設 サー ビス | 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 事業所数 | 3 | | | |
| | | 定員 | 324 | | | |
| | 介護老人保健施設 | 事業所数 | | 1 | | 2 |
| | | 定員 | | 100 | | 150 |
| | 介護療養型医療施設 | 事業所数 | | | 1 | |
| | | 定員 | | | 30 | |
| 特 定 施 設 | 養護老人ホーム | 事業所数 | 1 | | | |
| | | 定員 | 80 | | | |
| | ケアハウス | 事業所数 | | 1 | | 2 |
| | | 定員 | | 50 | | 120 |
| | 介護付き有料老人ホーム | 事業所数 | | 1 | | 1 |
| | | 定員 | | 100 | | 45 |

(3) 地域包括支援センターの充実[再掲]

16頁 参照

(4) 適正な介護保険事業の運営

① 市民への周知・啓発

介護保険制度への正しい理解と制度改正の内容や介護サービス事業者などについて広く情報提供するため、介護保険だより「ささえあい」を毎年発行し、すべての第1号被保険者に配布するとともに、ホームページや各種パンフレットなどを活用して市民への周知・啓発を推進します。

また、利用者や利用者の家族などからの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置や苦情処理の体制を整備しています。

② 介護サービスの質の向上

【地域包括支援センター職員の資質の向上】

高齢者が、住み慣れた地域で効果的な包括的ケアを受けられるようにするためには、地域包括支援センターに配置された保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、その知識や技能をお互いに生かしながら、地域で高齢者の抱えるさまざまな生活課題を解決していくことが必要であり、これらの人材の資質の向上が重要となります。

今後は、地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO法人やボランティア団体・町内会等）を活かした生活支援、地域ケア会議の効果的な実施等、地域包括支援センターの役割はさらに重要になります。

地域包括支援センター職員向けの研修を通して職員の資質向上を図るとともに、各地域包括支援センターの連携強化により、お互いの課題や知見・ノウハウなどを共有する場を活用し、地域支援事業等の円滑な実施を図ります。

【サービス事業者の質の向上】

市蘭市サービス事業者連絡会に対して、情報提供等を行い、互いの情報交換により事業運営や、利用者の満足度向上や介護度の改善等に資するノウハウ等の共有化により、円滑かつ効果的なサービス提供等を図ります。

【地域密着型サービス事業者への指導強化】

地域密着型サービス事業者の指定権限と指導監督権限は本市が有していることから、事業所の指定にあたっては、今後とも公平かつ公正な指定に努めます。

それぞれの事業所で行われる運営推進会議へ参加し、日常の様子を把握するとともに、運営に関して助言・指導等を行います。

また、指導・監督にあたっては、利用者の立場に立ったサービス提供が行われるよう、集団・実地指導による指導強化に努めるとともに、指定の更新においても、サービス利用者が不利益とならないよう、指導監督に努めます。

③ 地域包括ケアシステム構築に向けた情報発信の促進

地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容等について、地域で共有される資源の情報として広く発信することが重要です。

そのため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、積極的な情報発信に努めます。

④ 地域包括ケアを促進するための検討

地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO 法人やボランティア団体・町内会等）による生活支援サービスの創出が期待されています。

そのため、本市の社会資源を把握し、有効活用を図ることができるよう、サービス事業者の指定要件について検討します。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

① 医療と介護の連携体制の充実

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、医療・介護の関係機関（医療機関、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、介護事業所など）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

そのため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、室蘭市医師会等と関係機関の連携体制の構築を図ります。

【取組例】

地域の医療・介護関係者による協議
顔の見える関係づくり 等

3. 地域支えあいの仕組みづくり 『支えあって暮らす』

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で、暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを地域の窓口として、社会福祉協議会や市、地域組織・住民、医療・福祉・ボランティア関係団体等の連携により、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを構築します。

とりわけ、今後増加が見込まれる一人暮らし高齢者世帯等に対する支援を充実することにより、社会、地域との孤立による閉じこもりを防止することで、虚弱あるいは要介護状態となることをできる限り防ぎます。

こうした地域支えあいの仕組みを支えるため担い手として、元気な高齢者の積極的な参加を促進します。

(1) 地域支援体制の強化

① 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア等の福祉関連団体や福祉委員などの地域福祉活動の中心として取り組んできた実績・人的資源を活かし、現在、「第4期地域福祉実践計画（平成23年度～平成27年度）」の“ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり”を基本理念に、高齢者等の様々な日常生活支援を行っており、今後も地域支えあい活動や権利擁護などでの連携を強化していきます。

② 高齢者たすけ隊・見守り隊の推進

民生委員・福祉委員・町内会など地域の人や、高齢者宅への訪問頻度が多い新聞配達などの人により、高齢者の異変を察知した場合に、地域包括支援センターへ連絡する「高齢者見守り隊」と、たすけあいチームなど在宅生活のサポートを行なう「高齢者たすけ隊」について、今後も参画団体の増加などの取組みを推進します。

また、平成23年6月に事例集を作成し配布しましたが、これまでの取組の実績や新たな事例を盛り込んだ改訂版を作成し、関係機関や協力事業所へ配布することで、事業の周知を図ります。

| 区 分 | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|--------|----------|-----------|
| 協力事業所数 | 250 事業所 | 280 事業所 |

③ 地域支えあい情報ネットワークの活用促進

社会福祉協議会、地域包括支援センター、市のそれぞれが持っている高齢者情報等のネットワークを活かしながら、今後も介護・生活支援サービスや地域の社会資源などの情報共有を行い、迅速・的確な相談対応に努めます。

④ 高齢者地域支えあい体制の構築推進

地域で生活する高齢者の日常生活を支援するためには、公的サービスや福祉関係団体の支援などに加え、地域住民や元気な高齢者による支援などの体制が不可欠なことから、「まちづくり活動支援補助金」の利用促進も図りながら、町内会・自治会や老人クラブ、ボランティアなど様々な主体による支えあい・助けあい活動(互助)ができる地域づくりの推進に努めます。

関連事業

○地域のパトロール隊支援

地域住民によるパトロール隊の活動を通し、街頭犯罪の減少と自らの地域を守るという意識の高揚を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域社会の形成活動に対し助成

○訪問サービス（社会福祉協議会）

健康状態や安否確認が必要な一人暮らし高齢者に乳酸菌飲料を届け、安否確認を実施

○雪かき応援（社会福祉協議会）

雪かき応援を必要とする高齢者世帯に対し、社会人・高校生・大学生等のボランティアグループを組織し、雪かきを実施

○支えあいマップ（社会福祉協議会）

各地区の民生委員児童委員協議会が、地区内の高齢者等で見守りが必要な人を地図に記載して、地区民生委員の情報共有を図り、様々な支援を実施

○たすけあいチーム（社会福祉協議会）

たすけあいチームを編成し、支えあいマップに記載されている高齢者を支援

(2) 一人暮らし高齢者世帯等への支援

① 緊急通報システムの利用促進

疾病により緊急時の連絡が困難な一人暮らし高齢者、病気がちで虚弱な高齢者夫婦などの世帯を対象に、緊急通報装置の設置を推進します。

| 区分 | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|------|----------|-----------|
| 設置件数 | 294件 | 366件 |

② 鍵の保管先登録

急病等がいつ起こるかもしれないという不安を持つ一人暮らし高齢者に対して、本人の同意の下、鍵の保管先を登録していますが、必要に応じて安否確認を行えるよう「鍵の保管先登録制度」を引き続き推進します。

| 区分 | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|-----------|----------|-----------|
| 鍵の保管先登録件数 | 262件 | 280件 |

③ 緊急情報記録票の普及促進

本人の情報（かかりつけ医療機関・緊急連絡先等）を記入したクリアファイルを冷蔵庫にマグネットで貼り付けておき、事前に消防署と情報共有しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだ際などに役立てることができる「緊急情報記録票」については、高齢者の不安解消の一助として、引き続きPRを行い、普及促進に努めます。

| 区 分 | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|-------------|----------|-----------|
| 緊急情報記録票配布件数 | 1,543 件 | 1,700 件 |

(3) 生活支援サービスの創出

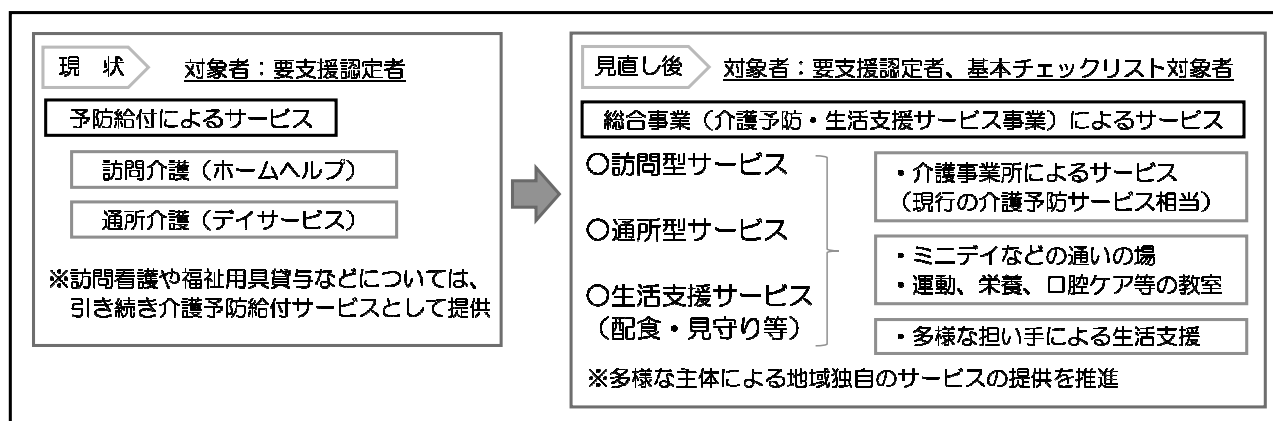
① 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、予防給付のうち訪問介護、通所介護について、保険者が地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業です。

総合事業の実施については、平成27年4月1日施行となっておりますが、円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、保険者において条例を定める場合には、その実施を平成29年4月1日まで猶予することが認められています。

実施にあたっては、地域における均一なサービス提供体制を構築していくため、介護事業所やNPOなど多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していく必要があります。

このようなことから、十分な準備・移行期間を設け、市内のサービス資源の現状等を踏まえながら、平成29年4月1日の事業開始に向けて、多様なサービスの検討のため、関係者で協議体を設置し、情報共有や連携・協働による取組を推進します。



4. 認知症高齢者支援の充実 『認知症にやさしいまちで暮らす』

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に、医療機関、介護事業者等の連携により、認知症高齢者の早期発見や対応、相談体制の充実を図るとともに、オレンジネット等、地域で認知症高齢者を見守り、支える仕組みづくりを構築します。

(1) 認知症高齢者支援体制の構築

① 地域ケア会議の推進[再掲]

17頁 参照

② 認知症高齢者の早期発見に向けた体制づくり

室蘭市医師会の協力を得て、地域包括支援センター等と市内のかかりつけ医との連携を強化し、認知症高齢者及び認知症になる恐れのある高齢者に関する情報共有・相談支援を図る体制を整備します。

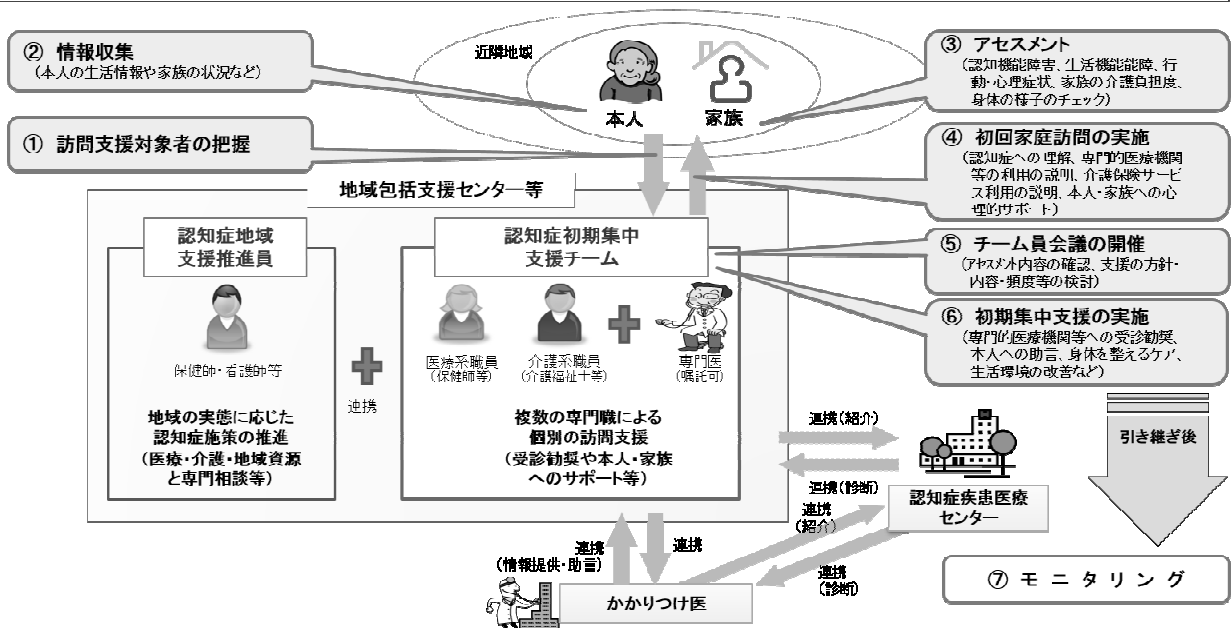
③ 認知症初期集中支援チームの設置

室蘭市医師会との連携により、認知症の人や家族に早期に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活の支援を行うため、認知症初期集中支援チームを設置します。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム**—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員**—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



④ 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターにおける認知症の相談体制の強化を図り、介護と医療の連携や、認知症施策の推進役を担う「認知症地域支援推進員」を配置します。

⑤ 認知症カフェの設置

認知症の人やその家族が、気軽な雰囲気の中で、介護に関する悩みを相談したり、同じ悩みを持つ人との交流が図られるよう、認知症カフェを設置します。

平成27年2月から試行実施を開始しており、実施結果を踏まえ、圏域毎の設置を検討します。

⑥ 認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられるかなど、認知症の人やその家族の視点も反映して、標準的な認知症ケアパス（冊子）を作成し、普及を図ります。

(2) 認知症高齢者を支える地域づくり

① 地域支援体制の強化

認知症高齢者が、その症状に応じて、医療と介護が一体となった適切なサービス提供が受けられるよう、地域包括支援センターを中心としてかかりつけ医・介護支援専門員・サービス事業者・家族等による「地域ケア会議」を行います。

また、認知症サポーターの養成とオレンジネット、SOSネットワーク、権利擁護事業などを推進し、認知症高齢者を地域が支える体制の強化を図ります。

② オレンジネットの充実

認知症になっても安心して住みなれた地域で暮らし続けられるように、認知症サポーターの養成を行い、認知症の人や家族を支援するための見守りネットワークの推進を図ります。

| 区 分 | | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|------------------|------|----------|-----------|
| 認知症サポーター 養成講座 | 延講座数 | 208回 | 240回 |
| | 延人数 | 6,020人 | 6,620人 |
| オレンジメイト延登録数 | | 880人 | 1,000人 |

③ 認知症徘徊模擬訓練の実施

認知症の人が行方不明になったという設定のもと、SOSネットワーク（行方不明になった認知症の人を捜すためのネットワーク）を活用して、「通報～連絡～捜索～発見・保護」の情報伝達の流れを訓練する認知症徘徊模擬訓練を実施し、市民に対し認知症についての理解普及を推進します。

(3) 権利擁護等の推進

① 成年後見支援事業（成年後見支援センター）の推進

判断能力や自己決定能力が低下した高齢者等が日常生活において不利益を受けないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知に努めます。

また、市が平成26年4月に社会福祉協議会に設置した「成年後見支援センター」により、生活、権利、財産を守り、地域で安心して生活できるよう、制度利用への相談や市民後見人の育成を図るとともに、広域化について検討します。

② 高齢者虐待防止のための相談体制等の充実

高齢者の虐待防止に関する意識啓発に努め、尊厳を守るとともに、虐待の早期発見・早期対応や、養護者への支援のため、関係職員の資質向上と地域包括支援センターと連携した相談体制ネットワークの充実を図ります。

5. 住み続けられるまちづくり 『住みなれた所で暮らす』

高齢者が地域の中で、これまでに培ってきた経験や知識を活かして、生きがいややりがいを感じられる機会を創出します。

高齢者の住まいを確保し、さらに移動手段、高齢者に配慮した道路や公園の整備促進を図り、安心して住み続けられるまちづくりに努めます。

(1) 多様な住まいの確保

① 高齢者に配慮した市営住宅の建替え促進

高齢者に配慮した市営住宅の建替えは、東町大和・汐見団地建替え計画に基づき、平成27年度と29年度に各1棟108戸、計216戸の整備を図ります。

関連事業

○単身老人福祉住宅

身寄りのない、一人暮らしの60歳以上の方の住宅で、管理人による見守りや安否確認を実施～設置戸数12戸

② サービス付き高齢者向け住宅の整備促進

高齢者が住み慣れたまちで安心して住み続けられるよう、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に定める「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を促進します。

関連事業

○いきいき高齢者住宅助成制度

民間力による高齢者向け住宅の整備促進を目的として平成17年に制定した本制度について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正にあわせて見直しを行い、サービス付き高齢者向け住宅の整備への対応を図ります。

③ まちなか居住の促進

生活に便利なまちなかにおける住宅供給を促進するため、民間との連携による住宅供給や、民間の事業展開の誘導による公共用地の活用を図るほか、傾斜地から平地への住み替えや空き家の解消など、高齢者の住み替えの促進に取り組みます。

④ 高齢者住宅改修補助事業の利用促進

安心して自宅で暮らし続けることができるよう、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化等の改修費用に対する補助事業の利用を促進します。

⑤ 地域密着型サービスの整備促進 [再掲]

19頁 参照

(2) 居場所づくり・生きがいつくりの推進

① 総合福祉センター機能の継続

平成30年度開設予定の複合公共施設（旧向陽中学校跡地）への移転に向けて、総合福祉センター機能の継続と高齢者が利用しやすい施設について検討します。

関連事業

○共生型サロン

高齢者、障がいのある方、地域住民が集い、健康増進や介護予防、生きがいを見出す活動などを実施

○高齢者サロン及び町会などの地域サロン（社会福祉協議会）

高齢者の閉じこもり防止や健康増進を目的に、町会会館などで実施

○ふれあい昼食会（社会福祉協議会）

一人暮らしの高齢者の閉じこもり防止や交流を目的に、各地区福祉協議会の主催で年1回実施

② 白鳥大橋パークゴルフ場の利用促進

白鳥大橋パークゴルフ場は、高齢者などに愛好者が多く、健康増進・生きがいつくりの場として活用されており、平成26年度に増設した36ホールを活用して大会の開催等で利用を促進します。

③ 軽スポーツ（体操、ノルディックウォーキング等）の普及拡大

市民を対象とした、ストレッチ体操やノルディックウォーキング等の講座を開催し、スポーツ施設の充実にも努め、高齢者の生きがいつくり、健康増進を図ります。

| 区 分 | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|-----------------|----------|-----------|
| ノルディックウォーキング 講座 | 3回 54人 | 2回 80人 |

関連事業

○市民体カテスト

高齢者を含む市民を対象に、基礎的な体力測定と健康体操を実施

○温水プール利用助成（国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者）

高齢者の健康保持・増進を図ることを目的に、プール利用に係る回数券購入代金の半額を助成

○すこやかロード

地球岬、鳴り砂の浜（イタンキ）がウォーキングコースとして認定

④ 学習機会の確保

高齢者の学習ニーズに対応するため、各種講座等を継続します。

| 区 分 | 平成26年度見込 | 平成29年度目標数 |
|----------|-------------|-----------|
| 総合福祉センター | 11講座 12同好会 | 継続実施 |
| 悠悠ライフ | 6講座 | 継続実施 |
| 老人クラブ | 61団体 3,357人 | 継続実施 |
| 市民活動センター | 講座47回 展示26回 | 継続実施 |
| 暮らしの講座 | 11回 | 継続実施 |

関連事業

〇ふれあい市民農園

農作業を通して、高齢者の健康増進、生きがいづくり、世代間交流を目的に、市が農地を借り上げ、希望者に貸し出し

⑤ 就労機会の拡大（シルバー人材センターへの支援）

室蘭市シルバー人材センターは、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、市内在住のおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者の方々に、「事務関係、建物管理関係、草刈り等の屋外作業、介護・介助関係」などの仕事を提供していますが、これらの事業への支援を通して、就労機会の拡大を促進します。

⑥ 介護支援ボランティアの推進〔再掲〕

16頁 参照

（3）移動手段の確保

① 生活交通の維持・確保の推進

高齢者等の買い物や通院など日常生活における外出に欠かすことの出来ない移動の手段である生活交通の維持・確保を図りながら、高齢者等の外出を支援します。

② 高齢者割引（ふれあい）バスの利用促進

高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止などを目的に、乗合バスの「ふれあいパス」購入費の一部を助成しています。今後、さらに利用しやすい制度について検討します。

③ 地域コミュニティ交通事業の検討

傾斜地や高台などバス路線がなく公共交通の利用に不便を感じる地域において、地域・行政・事業者等の共同事業としての考え方を基本とした「地域コミュニティ交通事業」に取り組むなど、地域全体が支え合う移動手段確保の仕組みづくりを推進します。

④ あったか移送サービスの検討

ストレッチャーによる移送が必要な要介護4・5の方が、医療機関への入退院などで利用することができますが、介護保険サービスの充実や民間移送業者の増加により、地域で利用しやすい体制が整ってきたため、今後のサービスについて検討します。

⑤ 福祉有償運送サービスの利用促進

福祉有償運送運営協議会を設置し、公共交通機関を一人で利用できない要介護者等の会員に対して、非営利法人の福祉車両などにより行う個別輸送は、4事業者が運営しておりますが、今後も利用者ニーズの把握に努めながら継続して推進します。

関連事業

○室蘭市生活交通路線維持確保バス補助金

市民に身近な移動の足である乗合バスについて、生活交通路線として必要なバス路線を維持確保するため、必要に応じてバス事業者に対し助成を行います。

(4) 生活環境づくりの促進

① 道路や公園の整備促進

高齢者や障がい者などが安心して外出できる道路環境づくりを行うため、歩道の段差解消を推進します。

また、親しみのもてる公園となるよう、地域の方々の意見を聞きながら、計画的に整備を推進します。

② 交通安全・災害対策等の推進

高齢者が関係する交通事故が頻発していることを踏まえ、老人クラブなどにおいて交通安全教室を開催するとともに、夜光反射材の配布などの啓発を行い、交通事故防止対策を推進します。

また、高齢者を狙った巧妙な販売方法や手口が増加してきていることを踏まえ、町内会や老人クラブなどを対象に消費者出前講座を開催し、高齢者の消費者被害の未然防止に努めます。

さらに、高齢者を災害から守るため、自主防災組織の組織率向上に努め、介助が必要な高齢者など災害時に避難支援を必要とする人を把握し、町内会・自主防災組織・民生委員等の協力を得ながら対象者一人ひとりの「個別計画」の策定を進めます。

関連事業

○自動消火器・火災報知器等設置助成（社会福祉協議会）

火災発生時の避難が著しく困難な人（要介護4又は5の寝たきり高齢者）が居住する世帯に自動消火器等を無料で設置

第5章 介護保険事業費と介護保険料

1. 介護保険事業費の推計

第6期計画期間における介護保険事業費の見込みは以下のとおりです。

<保険給付費（予防給付と介護給付の延べ合計数）>

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|------|-----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 居宅サービス | 給付費 | 2,895,473千円 | 2,964,392千円 | 2,643,875千円 |
| | 訪問介護 | 給付費 390,513千円 回数 15,614回 | 402,457千円 16,135回 | 277,472千円 16,833回 |
| 訪問入浴介護 | 給付費 | 25,966千円 | 26,961千円 | 28,333千円 |
| | 回数 | 434回 | 452回 | 475回 |
| 訪問看護 | 給付費 | 80,444千円 | 82,964千円 | 86,640千円 |
| | 回数 | 2,621回 | 2,711回 | 2,831回 |
| 訪問リハビリテーション | 給付費 | 47,007千円 | 48,496千円 | 50,666千円 |
| | 回数 | 1,964回 | 2,032回 | 2,123回 |
| 居宅療養管理指導 | 給付費 | 16,394千円 | 16,903千円 | 17,653千円 |
| | 件数 | 2,615件 | 2,704件 | 2,824件 |
| 通所介護（※） | 給付費 | 858,809千円 | 884,915千円 | 643,173千円 |
| | 回数 | 18,516回 | 19,133回 | 19,959回 |
| 通所リハビリテーション | 給付費 | 262,476千円 | 270,568千円 | 282,374千円 |
| | 回数 | 5,244回 | 5,421回 | 5,657回 |
| 短期入所生活介護 | 給付費 | 68,612千円 | 70,897千円 | 74,137千円 |
| | 日数 | 1,141日 | 1,182日 | 1,236日 |
| 短期入所療養介護 | 給付費 | 58,533千円 | 60,474千円 | 63,208千円 |
| | 日数 | 934日 | 968日 | 1,012日 |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 635,383千円 | 633,474千円 | 633,474千円 |
| | 人数 | 4,298人 | 4,298人 | 4,298人 |
| 福祉用具貸与 | 給付費 | 99,621千円 | 102,650千円 | 107,094千円 |
| | 件数 | 13,760件 | 14,219件 | 14,834件 |
| 福祉用具購入費 | 給付費 | 10,832千円 | 11,299千円 | 11,912千円 |
| | 件数 | 360件 | 376件 | 396件 |
| 住宅改修費 | 給付費 | 38,712千円 | 40,124千円 | 42,066千円 |
| | 件数 | 467件 | 486件 | 510件 |
| 居宅介護支援計画 | 給付費 | 302,171千円 | 312,210千円 | 325,673千円 |
| | 件数 | 34,693件 | 35,845件 | 37,389件 |

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 地域密着型サービス | 給付費 | 1,082,726千円 | 1,229,105千円 | 1,325,672千円 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 給付費 | 20,536千円 | 41,442千円 | 41,442千円 |
| | 人数 | 120回 | 242回 | 242回 |
| 夜間対応型訪問介護 | 給付費 | — | 5,227千円 | 5,227千円 |
| | 人数 | — | 180回 | 180回 |
| 認知症対応型通所介護 | 給付費 | 49,143千円 | 49,000千円 | 57,770千円 |
| | 回数 | 670回 | 670回 | 790回 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 110,124千円 | 116,675千円 | 152,535千円 |
| | 人数 | 812人 | 1,142人 | 1,493人 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費 | 753,573千円 | 804,241千円 | 856,178千円 |
| | 人数 | 3,135人 | 3,352人 | 3,569人 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 60,553千円 | 60,371千円 | 60,371千円 |
| | 人数 | 357人 | 357人 | 357人 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 給付費 | 88,797千円 | 88,739千円 | 88,739千円 |
| | 人数 | 360人 | 360人 | 360人 |
| 複合型サービス | 給付費 | — | 63,410千円 | 63,410千円 |
| | 人数 | — | 300人 | 300人 |
| 施設サービス | 給付費 | 2,392,476千円 | 2,390,747千円 | 2,390,747千円 |
| 介護老人福祉施設 | 給付費 | 1,164,456千円 | 1,163,798千円 | 1,163,798千円 |
| | 人数 | 5,016人 | 5,016人 | 5,016人 |
| 介護老人保健施設 | 給付費 | 971,276千円 | 970,256千円 | 970,256千円 |
| | 人数 | 3,940人 | 3,940人 | 3,940人 |
| 介護療養型医療施設 | 給付費 | 256,744千円 | 256,693千円 | 256,693千円 |
| | 人数 | 757人 | 757人 | 757人 |
| 小 計 | 給付費 | 6,370,675千円 | 6,584,244千円 | 6,360,294千円 |

<地域支援事業>

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 地域支援事業費 | 167,074千円 | 194,154千円 | 625,553千円 |
|---------|-----------|-----------|-----------|

<その他経費>

| | | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 特定入所者介護サービス等費 | 331,217千円 | 315,667千円 | 325,333千円 |
| 高額介護サービス等費 | 156,773千円 | 164,874千円 | 173,448千円 |
| 審査支払手数料 | 7,803千円 | 8,340千円 | 8,913千円 |
| 小 計 | 495,793千円 | 488,881千円 | 507,694千円 |

| | | | |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 合 計 | 7,033,542千円 | 7,267,279千円 | 7,493,541千円 |
|-----|-------------|-------------|-------------|

(※) 地域密着型通所介護を含む

2. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の推移

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料は、それぞれの市町村において3年ごとに
見直される介護保険事業計画によって決められ、その額は介護保険計画期間中の介護保
険事業費（給付費）などによって算定されます。

本市の介護保険料（基準額）は、第1期計画と第2期計画は、年額37,000円でした
が、第3期計画では年額39,000円、第4期計画では年額42,000円、第5期計画では年
額46,000円としました。

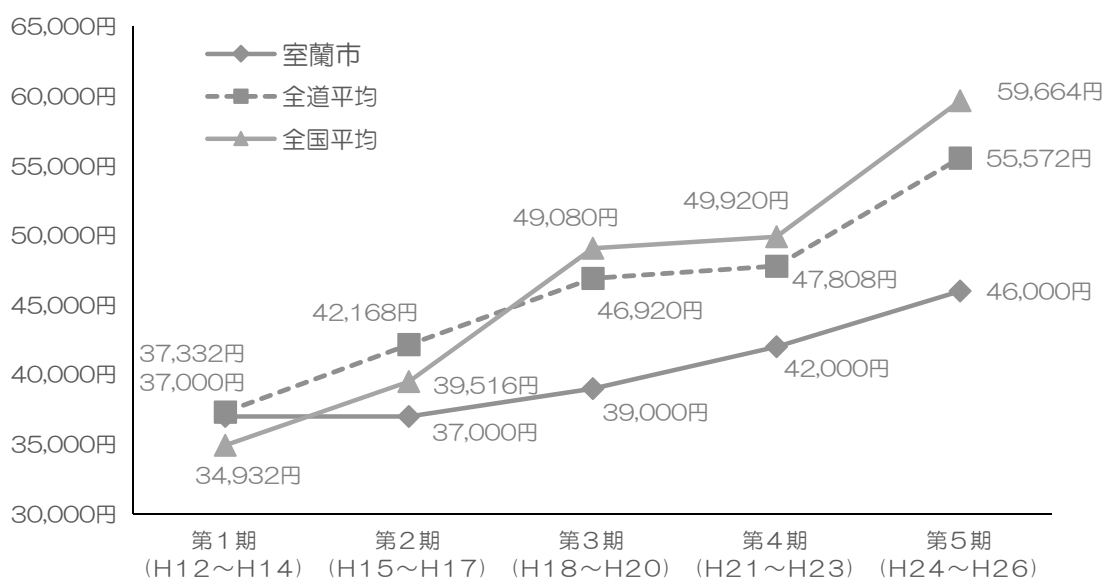
<第1期から第5期までの計画期間における介護保険料基準額の推移>

| 区分 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| 介護保険 事業計画 | 第1期計画 | | | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
| | 第1期計画 | | | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
| | 第1期計画 | | | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
| | 第1期計画 | | | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
| | 第1期計画 | | | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | |
| 介護保険料 | 年額37,000円 | | | 年額37,000円 | | | 年額39,000円 | | | 年額42,000円 | | | 年額46,000円 | | |

<介護保険料基準額（年額）の全道・全国平均との比較>

| 区分 | 第1期計画 | 第2期計画 | 第3期計画 | 第4期計画 | 第5期計画 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 室蘭市 | 37,000円 | 37,000円 | 39,000円 | 42,000円 | 46,000円 |
| 全道平均 | 37,332円 | 42,168円 | 46,920円 | 47,808円 | 55,572円 |
| 全国平均 | 34,932円 | 39,516円 | 49,080円 | 49,920円 | 59,664円 |

<室蘭市と全道平均、全国平均の介護保険料基準額の推移>



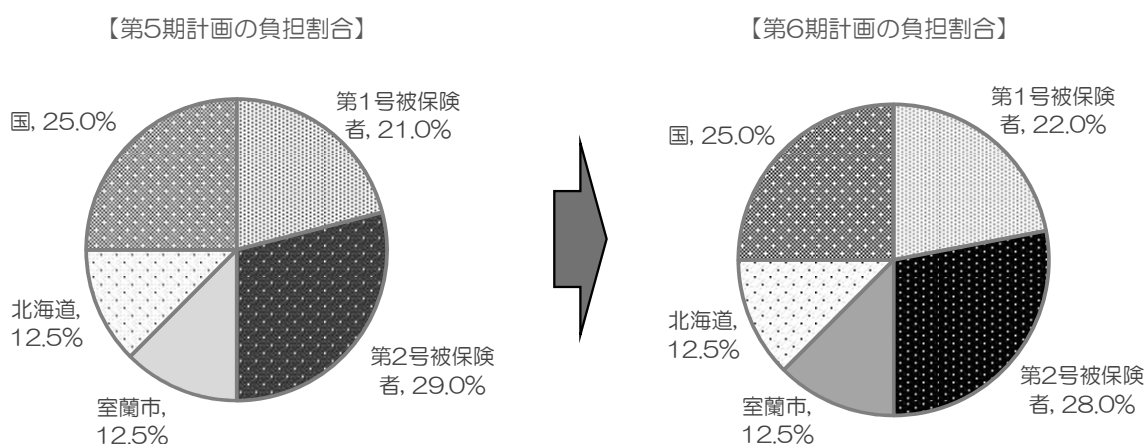
(2) 第6期介護保険料の算定

第6期計画期間内での介護保険料は、介護保険事業費（給付費）のほか、次の要因等を勘案して算出しました。

① 介護保険事業費の財源構成と被保険者の負担割合

介護保険の財源は、基本的に50%を国、北海道および室蘭市の負担で賄われ、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する保険料によって賄われています。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、第5期計画では第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%となっていたが、第6期計画では第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%となりました。



② 介護給付費準備基金の活用

介護給付費が介護サービスの見込みを下回った場合は、余剰金を介護給付費準備基金に積み立てています。

第6期計画では、この基金を取り崩して保険料の急激な上昇を抑制します。

③ 保険料段階の弾力化

■標準段階の細分化

第6期の介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に細分化します。

■公費による保険料軽減の強化

世帯非課税者に対し、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料を軽減することとしています。

【第5期保険料段階】

| 保険料段階 | 対象 | | 割合 | |
|-------|-------|-------------------------|------------------------|------|
| | 世帯 | 本人所得 | | |
| 第1段階 | 非課税世帯 | 老齢年金受給者・生活保護受給者 | 0.50 | |
| 第2段階 | | 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下 | | |
| 第3段階 | | 課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下 | 0.65 | |
| | | 上記以外の本人非課税者 | 0.75 | |
| 第4段階 | 課税者あり | 本人非課税 | 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下 | 0.90 |
| | | | 上記以外の本人非課税者 | 1.00 |
| 第5段階 | 本人課税者 | 合計所得が190万円未満 | 1.25 | |
| 第6段階 | | 合計所得が190万円以上 | 1.50 | |



【第6期保険料段階】

| 保険料段階 | 対象 | | 割合 | |
|-------|-------|---|------------------------|------|
| | 世帯 | 本人所得 | | |
| 第1段階 | 非課税世帯 | 老齢年金受給者・生活保護受給者及び 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下 | 0.50 | |
| 第2段階 | | 課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下 | 0.75 | |
| 第3段階 | | 課税年金収入+合計所得金額が年間120万円超 | 0.75 | |
| 第4段階 | 課税者あり | 本人非課税 | 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下 | 0.90 |
| 第5段階 | | | 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円超 | 1.00 |
| 第6段階 | 本人課税者 | 合計所得が120万円未満 | 1.20 | |
| 第7段階 | | 合計所得が120万円以上～190万円未満 | 1.30 | |
| 第8段階 | | 合計所得が190万円以上～290万円未満 | 1.50 | |
| 第9段階 | | 合計所得が290万円以上 | 1.70 | |

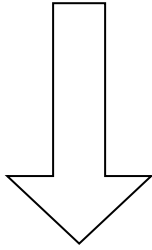
(3) 介護保険料の算出

<第1号被保険者の介護保険料の算出>

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|----------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 第1号被保険者数 | 30,753人 | 31,053人 | 31,281人 | 93,087人 |
| 前期（65～74歳） | 15,604人 | 15,495人 | 15,319人 | 46,418人 |
| 後期（75歳～） | 15,149人 | 15,558人 | 15,962人 | 46,669人 |
| 所得段階別被保険者数 | 第1段階（29.40%） | 9,043人 | 9,132人 | 9,199人 |
| | 第2段階（6.40%） | 1,965人 | 1,984人 | 1,998人 |
| | 第3段階（7.90%） | 2,418人 | 2,442人 | 2,460人 |
| | 第4段階（16.00%） | 4,915人 | 4,963人 | 4,999人 |
| | 第5段階（6.50%） | 2,009人 | 2,029人 | 2,044人 |
| | 第6段階（11.60%） | 3,569人 | 3,604人 | 3,631人 |
| | 第7段階（12.40%） | 3,823人 | 3,860人 | 3,889人 |
| | 第8段階（6.30%） | 1,937人 | 1,956人 | 1,970人 |
| | 第9段階（3.50%） | 1,073人 | 1,084人 | 1,092人 |
| | 合計（100.00%） | 30,753人 | 31,053人 | 31,281人 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 28,225人 | 28,500人 | 28,709人 | 85,434人 |
| 標準給付費見込額 | 6,866,468千円 | 7,073,125千円 | 6,867,988千円 | 20,807,581千円 |
| 地域支援事業費 | 167,074千円 | 194,154千円 | 625,553千円 | 986,781千円 |
| 第1号被保険者負担分相当額 | 1,547,379千円 | 1,598,801千円 | 1,648,579千円 | 4,794,760千円 |
| 調整交付金相当額 | 343,323千円 | 353,656千円 | 367,186千円 | 1,064,165千円 |
| 調整交付金見込交付割合 | 6.25% | 6.25% | 6.25% | |
| 後期高齢者加入割合補正係数 | 0.9849 | 0.9849 | 0.9849 | |
| 所得段階別加入割合補正係数 | 0.9485 | 0.9485 | 0.9485 | |
| 調整交付金見込額 | 429,154千円 | 442,070千円 | 458,983千円 | 1,330,207千円 |
| 準備基金の残高（平成26年度末の見込額） | | | | 314,695千円 |
| 準備基金取崩額 | | | | 224,000千円 |
| 財政安定化基金取崩による交付額 | | | | 0千円 |
| 審査支払手数料1件あたりの単価 | 68円 | 68円 | 68円 | |
| 審査支払手数料支払件数 | 114,750件 | 122,647件 | 131,073件 | |
| 保険料収納必要額 | | | | 4,304,718千円 |
| 予定保険料収納率 | 98.74% | | | |
| 年額保険料 | | | | 53,685円 |
| 準備基金等活用後の保険料 | | | | 51,029円 |

※小数点以下の表示を一部省略しているため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しません

第6期介護保険料（基準額） 年額53,700円



＜基金の活用＞
 ・介護給付費準備基金
 約 2億2千4百万円

第6期介護保険料（基準額） 年額51,000円

＜参考＞

第5期計画での介護保険料
 年額49,800円



準備基金取崩
 約 2億4千万円
 財政安定化基金
 約 6千5百万円

年額46,000円

| 保険料 段 階 | 対 象 | | 割合 | 保険料 (年額) | 対象人数 (H27推計) | ＜参考＞ 第5期保険料 | |
|------------|------------|---|------------------------|-------------|-----------------|----------------|---------|
| | 世帯 | 本人所得等 | | | | | |
| 第1段階 | 非課税 世 帯 | 生活保護又は 老齢福祉年金受給者 合計所得+課税年金 収入が80万円以下 | 0.50 | 25,500円 | 9,043人 | 23,000円 | |
| 第2段階 | | 合計所得+課税年金 収入が120万円以下 | 0.75 | 38,200円 | 1,965人 | | 29,900円 |
| 第3段階 | | 第1・2段階以外の 本人非課税者 | 0.75 | 38,200円 | 2,418人 | | 34,500円 |
| 第4段階 | 課税者 あ り | 本人 非課 税 | 合計所得+課税年金 収入が80万円以下 | 0.90 | 45,900円 | 4,915人 | 41,400円 |
| 第5段階 | | | 上記以外の本人 非課税者（基準額） | 1.00 | 51,000円 | 2,009人 | 46,000円 |
| 第6段階 | 本 人 課税者 | 合計所得が 120万円未満 | 1.20 | 61,200円 | 3,569人 | 57,500円 | |
| 第7段階 | | 合計所得が 120万円以上190万円未満 | 1.30 | 66,300円 | 3,823人 | | |
| 第8段階 | | 合計所得が 190万円以上290万円未満 | 1.50 | 76,500円 | 1,937人 | 69,000円 | |
| 第9段階 | | 合計所得が 290万円以上 | 1.70 | 86,700円 | 1,073人 | | |

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民参画と協働

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要です。

このため、市民への計画の積極的な広報に努めることで、高齢者自身を含め、市民や町内会、ボランティア団体、NPOなどによる地域活動への積極的な参画により、協働して施策を推進します。

高齢者福祉・介護に係る施策は、住まい、医療・介護サービス、生活支援、生きがいづくりなど多様であることから、市や関係機関が持つ専門知識やネットワークを十分活用し、高齢者の生活を支えるための効果的な施策の展開とともに、地域の担い手を育成し、連携・協働して地域支え合い体制を構築していくことが重要です。

そのため、個別の地域ケア会議を積み上げて、地域の課題を見出し、課題解決のために地域では何ができるかを検討する地域ケア会議を有効に活用していきます。

市民一人ひとりが、将来の自分のことあるいは家族のこととして、高齢者福祉・介護に関心を持ち、地域の担い手として活動するきっかけづくりができるような取組について、普及啓発に加え、働きかけを積極的に行っていきます。

2. 事業評価と進行管理

本計画に基づき、高齢者福祉・介護に係る多様な事業を展開していくにあたり、計画目標を達成するため着実に事業を実施することに加えて、事業の実施を通じて、高齢者の介護予防あるいは生活支援等に貢献しているかを評価し、内容や実施方法を見直すプロセスが重要です。

そして、限られた地域資源の中で、事業実施の成果を高めるため、複数の事業を組み合わせるといった視点が必要です。

平成26年1月に始まった「介護支援ボランティア」は、高齢者が介護予防と生きがいのある暮らしを送るために実施しています。この制度をきっかけに、初めてボランティアをするようになるなど、高齢者の社会参加や交流に役立っています。

こうした取り組みを推進するため、「高齢者の介護予防や生活支援をいかに実現するか」という視点で、町内会や社会福祉協議会、地域団体等の取組を把握して連携を図り、事業内容や実施方法を評価・検討する仕組みを構築していきます。

3. 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては庁内関係部局や関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体及び介護サービス事業者や地域団体、市民活動団体等との連携強化に努めます。

4. 計画の弾力的な運用

今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。

資料

資料1 室蘭市保健福祉推進審議会委員

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 | 備 考 |
|-----|---------|-------------------------------|-----|
| 会 長 | 稲 川 昭 | 室蘭市医師会会長 | |
| | 多 田 和 央 | 室蘭歯科医師会会長 | |
| | 多 田 昌 央 | 北海道薬剤師会室蘭支部支部長 | |
| | 塚 田 秀 子 | 北海道看護協会室蘭支部書記 | |
| | 伊 藤 靖 | 北海道室蘭保健所所長 | |
| | 大久保 昇 | 室蘭市社会福祉協議会会長 | |
| | 川 田 義 直 | 室蘭市老人クラブ連合会会長 | |
| | 政 田 一 美 | 室蘭身体障害者福祉協会代表理事 | |
| | 伊 藤 裕 司 | 室蘭・登別心身障がい者職親会理事 | |
| 副会長 | 中 島 千 秋 | 室蘭市民生委員児童委員協議会会長 | |
| | 沼 田 俊 治 | 室蘭福祉事業協会理事長 | |
| | 古 川 康 子 | 北海道栄養士会室蘭支部幹事 | |
| | 澤 田 乃 基 | 学校法人北斗文化学園 北海道福祉教育専門学校副学校長 | |
| | 庭 山 淳 子 | 室蘭市女性団体連絡協議会事務局次長 | |
| | 加 藤 彰 一 | 室蘭市連合町会協議会常任理事 | |

資料2 室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会委員

| 役職 | 氏名 | 所属 | 備考 |
|-----|--------|--------------------------------------|----|
| | 瀧口 克宏 | 室蘭市介護保険サービス事業者連絡協議会 (居宅介護支援事業所) | |
| | 内池 孝子 | 室蘭市介護保険サービス事業者連絡協議会 (居宅介護サービス事業所) | |
| | 今泉 桂太 | 室蘭市介護保険サービス事業者連絡協議会 (介護保険施設) | |
| | 竹村 綾子 | 地域包括支援センター (保健師) | |
| | 工藤 貴志 | 地域包括支援センター (社会福祉士) | |
| | 井脇 真澄美 | 地域包括支援センター (主任ケアマネジャー) | |
| 副会長 | 日沼 順子 | 地域包括支援センター (主任ケアマネジャー) | |
| | 草場 鉄周 | 室蘭市医師会 | |
| 会長 | 加藤 栄吉 | 室蘭市グループホーム連絡会 | |
| | 前田 節子 | 認知症の人を支える家族の集い 「室蘭いが栗の会」 | |
| | 小林 與志美 | 室蘭市ボランティア連絡会 | |
| | 沼田 貞子 | 室蘭市民生委員児童委員協議会 | |
| | 井川 和也 | 高齢者施設 | |
| | 八島 幸子 | 市民委員 | |
| | 相馬 吉江 | 市民委員 | |
| | 三留 路子 | 市民委員 | |

資料3 計画策定協議会等の開催状況

| 年 | 月 | 内 容 |
|-----------|----------|---|
| 平成 26年 | 5月 | ○第1回室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 (第5期計画の進捗状況、第6期計画の策定スケジュール) |
| | 8~9 月 | ※室蘭市日常生活圏域ニーズ調査 ※室蘭市介護保険サービス利用者意向調査 ※特別養護老人ホーム入所申込状況調査 ※介護保険サービス等提供量調査 |
| | 11月 | ○第2回室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 (各アンケートの集計・分析結果、計画の柱・方向性について) |
| | 12月 | ○第3回室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 (計画素案について) |
| 平成 27年 | 1月 | 第6期計画(素案)へのパブリックコメント募集 |
| | 2月 | ○第4回室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会 (第6期計画(案)について) ○室蘭市保健福祉推進審議会 (第6期計画(案)について) |
| | 3月 | 室蘭市議会 (第6期計画(案)について) |

資料4 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実績

| 施策の体系 | 主な実績 |
|-------------------|--|
| 1 健康づくり・介護予防の推進 | |
| (1) 健康づくりの推進 | |
| 健康づくりの推進 | 健康教室：82回 健康相談：224回 |
| (2) 介護予防の推進 | |
| 二次予防事業（えみなくらぶ） | 実施会場：11会場 延参加人数：2,404人 |
| 一次予防事業（えみなメイト） | 実施会場：27会場 延参加人数：5,430人 |
| 介護支援ボランティア制度 | 登録者：180人 受入施設：51施設 |
| (3) 地域包括支援センターの充実 | |
| 地域包括支援センターの充実 | 相談件数：4,757件 ケアマネ支援：494件 ネットワーク構築等：288件 |
| 2 介護保険サービスの充実 | |
| (1) サービス提供体制の充実 | |
| 居宅サービスの充実 | 別紙「サービス実績」参照 |
| 地域密着型サービスの整備促進 | 地域密着型特別養護老人ホーム：1ヶ所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1事業所 グループホーム：6ユニット（H24～26） |
| 特別養護老人ホームの整備促進 | 特別養護老人ホーム：50床増床（H24） |
| 特定施設の整備促進 | ケアハウス：1ヶ所 介護付き有料老人ホーム：1ヶ所 |
| 日常生活圏域の継続 | 4圏域継続 |
| (2) 適正な介護保険事業の運営 | |
| サービスの質の向上 | 外部・内部研修の実施 |
| 介護保険料の弾力化 | 保険料第3・4段階の細分化による低所得者の負担軽減：3段階5,201人、4段階1,799人 |
| 指定、指導監査の厳正化 | 公募・選考による指定 実地指導の実施：8ヶ所 |
| 市民周知と苦情・相談体制の整備 | 「介護だより」65歳以上配付 苦情件数：4件 |
| 3 地域支えあいの仕組みづくり | |
| (1) 地域支援体制の強化 | |
| 室蘭市社会福祉協議会との連携強化 | 権利擁護などでの連携 |

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| | 「高齢者たすけ隊・見守り隊」の推進 | 協力事業所数：250 事業所 |
| | 地域支えあい情報ネットワークの活用促進 | 情報共有による迅速・的確な相談対応 |
| | 認知症高齢者の支援 | 認知症サポーター養成：延 6,020 人 オレンジメイト登録者：880 人 |
| (2) ひとり暮らし高齢者世帯等への支援 | | |
| | 緊急通報システム対象者拡大 | 設置数：294 件 |
| | 鍵の保管先登録制度の推進 | 登録延件数：262 件 |
| | 緊急情報記録票の普及促進 | 配布延件数：1,543 件 |
| (3) 権利擁護事業の推進 | | |
| | 成年後見支援センターの設置 | 平成 26 年 4 月設置 |
| | 権利擁護の推進（高齢者） | 成年後見人申立件数：12 件（H24～26） |
| | 高齢者虐待防止のための相談体制等の充実 | 相談件数：170 件 |
| 4 住み続けられるまちづくり | | |
| (1) 居場所づくり・生きがいづくりの推進 | | |
| | 総合福祉センター整備計画の推進 | 複合施設の検討 |
| | 白鳥大橋パークゴルフ場の増設 | 18 ホール増設（計 36 ホール） |
| | 軽スポーツの普及拡大 | ノルディックウォーキング講座：3 回 |
| | 学習機会の充実 | 総合福祉センター：11 講座、12 同好会 悠悠ライフ：6 講座 市民活動センター：47 講座、26 回展示 くらしの講座：11 回 |
| | 就労機会の拡大 | シルバー人材センター助成 |
| (2) 多様な住まいの確保 | | |
| | 市営住宅の建替え促進 | 1 棟 74 戸整備 |
| | サービス付き高齢者向け住宅の整備促進 | 4 棟 90 戸整備（H24～26） |
| | 有料老人ホームの整備促進 | ケアハウス：1 ヶ所（H26） 有料老人ホーム：1 ヶ所（H26） |
| (3) 移動手段の確保 | | |
| | 地域コミュニティ交通事業の検討 | 必要経費の一部助成：2 ヶ所 |
| | あったか移送サービスの利用促進 | 延利用回数：205 回 |
| | 福祉有償運送サービスの利用促進 | 福祉有償運送：4 非営利法人 |
| (4) 生活環境づくりの促進 | | |
| | 道路や公園の整備促進 | 公園整備 |
| | 交通安全・災害対策等の推進 | 「地域パトロール」の実施 「消費生活センター」による出前講座の実施 「避難行動要支援者プラン」の策定 |

※「主な実績」は、H26 見込み数を基本として、それ以外は（ ）で記載

資料5 第5期計画期間内の介護保険サービス等の利用状況

<保険給付費>

| 区分 | | H24 | | | H25 | | | H26 | | | 第5期計画期間内 | | |
|-------------|-----|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|
| | | 計画 | 実績 | 対計画率 | 計画 | 実績 | 対計画率 | 計画 | 見込み | 対計画率 | 計画 | 実績・見込み | 対計画率 |
| 居宅サービス | 給付費 | 2,310,071千円 | 2,301,075千円 | 99.6% | 2,377,027千円 | 2,436,155千円 | 102.5% | 2,615,250千円 | 2,670,456千円 | 102.1% | 7,302,348千円 | 7,407,686千円 | 101.4% |
| 訪問介護 | 給付費 | 342,119千円 | 358,526千円 | 104.8% | 353,328千円 | 360,974千円 | 102.2% | 364,512千円 | 372,489千円 | 102.2% | 1,059,959千円 | 1,091,989千円 | 103.0% |
| | 回数 | 13,049回 | 13,456回 | 103.1% | 13,416回 | 14,243回 | 106.2% | 13,788回 | 14,831回 | 107.6% | 40,253回 | 42,530回 | 105.7% |
| 訪問入浴介護 | 給付費 | 30,054千円 | 31,316千円 | 104.2% | 31,173千円 | 28,286千円 | 90.7% | 32,291千円 | 25,761千円 | 79.8% | 93,518千円 | 85,363千円 | 91.3% |
| | 回数 | 495回 | 532回 | 107.5% | 514回 | 481回 | 93.6% | 533回 | 425回 | 79.7% | 1,542回 | 1,438回 | 93.3% |
| 訪問看護 | 給付費 | 50,209千円 | 58,346千円 | 116.2% | 51,957千円 | 60,767千円 | 117.0% | 53,703千円 | 75,621千円 | 140.8% | 155,869千円 | 194,734千円 | 124.9% |
| | 回数 | 1,520回 | 1,789回 | 117.7% | 1,572回 | 1,928回 | 122.6% | 1,624回 | 2,365回 | 145.6% | 4,716回 | 6,082回 | 129.0% |
| 訪問リハビリテーション | 給付費 | 36,753千円 | 39,395千円 | 107.2% | 38,008千円 | 42,800千円 | 112.6% | 39,264千円 | 45,066千円 | 114.8% | 114,025千円 | 127,261千円 | 111.6% |
| | 回数 | 1,507回 | 1,510回 | 100.2% | 1,559回 | 1,736回 | 111.4% | 1,611回 | 1,858回 | 115.3% | 4,677回 | 5,104回 | 109.1% |
| 居宅療養管理指導 | 給付費 | 13,486千円 | 14,107千円 | 104.6% | 13,947千円 | 14,815千円 | 106.2% | 14,408千円 | 14,879千円 | 103.3% | 41,841千円 | 43,801千円 | 104.7% |
| | 件数 | 1,816件 | 2,150件 | 118.4% | 1,878件 | 2,257件 | 120.2% | 1,940件 | 2,374件 | 122.4% | 5,634件 | 6,781件 | 120.4% |
| 通所介護 | 給付費 | 746,059千円 | 708,813千円 | 95.0% | 770,542千円 | 765,732千円 | 99.4% | 794,848千円 | 840,429千円 | 105.7% | 2,311,449千円 | 2,314,974千円 | 100.2% |
| | 回数 | 15,076回 | 14,909回 | 98.9% | 15,569回 | 15,943回 | 102.4% | 16,053回 | 17,618回 | 109.7% | 46,698回 | 48,470回 | 103.8% |
| 通所リハビリテーション | 給付費 | 237,315千円 | 241,971千円 | 102.0% | 245,235千円 | 257,084千円 | 104.8% | 253,154千円 | 269,391千円 | 106.4% | 735,704千円 | 768,446千円 | 104.5% |
| | 回数 | 4,425回 | 4,724回 | 106.8% | 4,573回 | 5,044回 | 110.3% | 4,720回 | 5,322回 | 112.8% | 13,718回 | 15,090回 | 110.0% |
| 短期入所生活介護 | 給付費 | 74,407千円 | 65,571千円 | 88.1% | 78,604千円 | 77,968千円 | 99.2% | 81,184千円 | 73,069千円 | 90.0% | 234,195千円 | 216,608千円 | 92.5% |
| | 日数 | 1,284日 | 1,054日 | 82.1% | 1,349日 | 1,275日 | 94.5% | 1,386日 | 1,222日 | 88.2% | 4,019日 | 3,551日 | 88.4% |
| 短期入所療養介護 | 給付費 | 44,042千円 | 45,999千円 | 104.4% | 45,893千円 | 42,822千円 | 93.3% | 47,746千円 | 53,607千円 | 112.3% | 137,681千円 | 142,428千円 | 103.4% |
| | 日数 | 723日 | 750日 | 103.7% | 752日 | 684日 | 91.0% | 782日 | 844日 | 107.9% | 2,257日 | 2,278日 | 100.9% |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 357,235千円 | 366,442千円 | 102.6% | 357,235千円 | 389,846千円 | 109.1% | 530,382千円 | 475,898千円 | 89.7% | 1,244,852千円 | 1,232,186千円 | 99.0% |
| | 人数 | 2,474人 | 2,529人 | 102.2% | 2,474人 | 2,591人 | 104.7% | 3,673人 | 3,098人 | 84.3% | 8,621人 | 8,218人 | 95.3% |
| 福祉用具貸与 | 給付費 | 86,136千円 | 77,205千円 | 89.6% | 88,963千円 | 80,082千円 | 90.0% | 91,780千円 | 88,186千円 | 96.1% | 266,879千円 | 245,473千円 | 92.0% |
| | 件数 | 9,100件 | 9,328件 | 102.5% | 9,418件 | 10,499件 | 111.5% | 9,726件 | 11,698件 | 120.3% | 28,244件 | 31,525件 | 111.6% |
| 福祉用具購入費 | 給付費 | 10,153千円 | 9,396千円 | 92.5% | 10,589千円 | 9,911千円 | 93.6% | 11,025千円 | 10,801千円 | 98.0% | 31,767千円 | 30,108千円 | 94.8% |
| | 件数 | 349件 | 325件 | 93.1% | 364件 | 362件 | 99.5% | 379件 | 343件 | 90.5% | 1,092件 | 1,030件 | 94.3% |
| 住宅改修費 | 給付費 | 40,103千円 | 36,718千円 | 91.6% | 41,671千円 | 42,113千円 | 101.1% | 43,239千円 | 46,518千円 | 107.6% | 125,013千円 | 125,349千円 | 100.3% |
| | 件数 | 468件 | 414件 | 88.5% | 486件 | 493件 | 101.4% | 504件 | 529件 | 105.0% | 1,458件 | 1,436件 | 98.5% |
| 居宅介護支援計画 | 給付費 | 242,000千円 | 247,270千円 | 102.2% | 249,882千円 | 262,955千円 | 105.2% | 257,714千円 | 278,741千円 | 108.2% | 749,596千円 | 788,966千円 | 105.3% |
| | 件数 | 26,834件 | 27,555件 | 102.7% | 27,661件 | 29,423件 | 106.4% | 28,478件 | 31,494件 | 110.6% | 82,973件 | 88,472件 | 106.6% |

| 区 分 | | H24 | | | H25 | | | H26 | | | 第5期計画期間内 | | |
|--------------------------|-----|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|--------------|--------------|--------|
| | | 計画 | 実績 | 対計画率 | 計画 | 実績 | 対計画率 | 計画 | 見込み | 対計画率 | 計画 | 実績・見込み | 対計画率 |
| 地域密着型サービス | 給付費 | 897,711千円 | 869,202千円 | 96.8% | 955,857千円 | 908,157千円 | 95.0% | 1,158,971千円 | 1,018,384千円 | 87.9% | 3,012,539千円 | 2,795,743千円 | 92.8% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 給付費 | | | | | | | 62,911千円 | 2,922千円 | 4.6% | 62,911千円 | 2,922千円 | 4.6% |
| | 回数 | | | | | | | 271回 | 35回 | 12.9% | 271回 | 35回 | 12.9% |
| 認知症対応型通所介護 | 給付費 | 37,311千円 | 27,069千円 | 72.5% | 38,769千円 | 36,373千円 | 93.8% | 40,226千円 | 43,873千円 | 109.1% | 116,306千円 | 107,315千円 | 92.3% |
| | 回数 | 487回 | 363回 | 74.5% | 506回 | 505回 | 99.8% | 525回 | 584回 | 111.2% | 1,518回 | 1,452回 | 95.7% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 124,516千円 | 135,698千円 | 109.0% | 128,939千円 | 131,992千円 | 102.4% | 133,254千円 | 121,080千円 | 90.9% | 386,709千円 | 388,770千円 | 100.5% |
| | 人数 | 900人 | 966人 | 107.3% | 932人 | 938人 | 100.6% | 963人 | 859人 | 89.2% | 2,795人 | 2,763人 | 98.9% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費 | 674,359千円 | 643,778千円 | 95.5% | 726,624千円 | 675,861千円 | 93.0% | 778,889千円 | 728,786千円 | 93.6% | 2,179,872千円 | 2,048,425千円 | 94.0% |
| | 人数 | 2,794人 | 2,674人 | 95.7% | 3,010人 | 2,780人 | 92.4% | 3,226人 | 2,963人 | 91.8% | 9,030人 | 8,417人 | 93.2% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 61,525千円 | 62,657千円 | 101.8% | 61,525千円 | 63,931千円 | 103.9% | 61,525千円 | 61,688千円 | 100.3% | 184,575千円 | 188,276千円 | 102.0% |
| | 人数 | 346人 | 346人 | 100.0% | 346人 | 345人 | 99.7% | 346人 | 350人 | 101.2% | 1,038人 | 1,041人 | 100.3% |
| 地域密着型 介護老人福祉施設入居者生活介護 | 給付費 | | | | | | | 82,166千円 | 60,035千円 | 73.1% | 82,166千円 | 60,035千円 | 73.1% |
| | 人数 | | | | | | | 341人 | 281人 | 82.4% | 341人 | 281人 | 82.4% |
| 施設サービス | 給付費 | 2,659,104千円 | 2,380,283千円 | 89.5% | 2,683,184千円 | 2,282,045千円 | 85.0% | 2,683,184千円 | 2,372,818千円 | 88.4% | 8,025,472千円 | 7,035,146千円 | 87.7% |
| 介護老人福祉施設 | 給付費 | 1,152,625千円 | 1,044,191千円 | 90.6% | 1,176,705千円 | 1,081,233千円 | 91.9% | 1,176,705千円 | 1,161,238千円 | 98.7% | 3,506,035千円 | 3,286,662千円 | 93.7% |
| | 人数 | 4,787人 | 4,430人 | 92.5% | 4,887人 | 4,576人 | 93.6% | 4,887人 | 4,891人 | 100.1% | 14,561人 | 13,897人 | 95.4% |
| 介護老人保健施設 | 給付費 | 1,023,173千円 | 939,768千円 | 91.8% | 1,023,173千円 | 927,200千円 | 90.6% | 1,023,173千円 | 945,813千円 | 92.4% | 3,069,519千円 | 2,812,781千円 | 91.6% |
| | 人数 | 3,968人 | 3,782人 | 95.3% | 3,968人 | 3,710人 | 93.5% | 3,968人 | 3,755人 | 94.6% | 11,904人 | 11,247人 | 94.5% |
| 介護療養型医療施設 | 給付費 | 483,306千円 | 396,324千円 | 82.0% | 483,306千円 | 273,612千円 | 56.6% | 483,306千円 | 265,767千円 | 55.0% | 1,449,918千円 | 935,703千円 | 64.5% |
| | 人数 | 1,337人 | 1,149人 | 85.9% | 1,337人 | 782人 | 58.5% | 1,337人 | 762人 | 57.0% | 4,011人 | 2,693人 | 67.1% |
| 小 計 | 給付費 | 5,866,886千円 | 5,550,560千円 | 94.6% | 6,016,068千円 | 5,626,357千円 | 93.5% | 6,457,405千円 | 6,061,658千円 | 93.9% | 18,340,359千円 | 17,238,575千円 | 94.0% |
| ＜地域支援事業＞ | | | | | | | | | | | | | |
| 地域支援事業費 | | 145,246千円 | 138,666千円 | 95.5% | 150,745千円 | 140,126千円 | 93.0% | 162,130千円 | 160,993千円 | 99.3% | 458,121千円 | 439,785千円 | 96.0% |
| ＜その他経費＞ | | | | | | | | | | | | | |
| 特定入所者介護サービス等費 | | 314,754千円 | 295,731千円 | 94.0% | 329,266千円 | 306,518千円 | 93.1% | 355,733千円 | 335,822千円 | 94.4% | 999,753千円 | 938,071千円 | 93.8% |
| 高額介護サービス等費 | | 178,702千円 | 157,893千円 | 88.4% | 202,354千円 | 145,946千円 | 72.1% | 229,137千円 | 153,229千円 | 66.9% | 610,193千円 | 457,068千円 | 74.9% |
| 審査支払手数料 | | 6,026千円 | 6,263千円 | 103.9% | 6,423千円 | 6,586千円 | 102.5% | 6,846千円 | 7,065千円 | 103.2% | 19,295千円 | 19,914千円 | 103.2% |
| 小 計 | | 499,482千円 | 459,887千円 | 92.1% | 538,043千円 | 459,050千円 | 85.3% | 591,716千円 | 496,116千円 | 83.8% | 1,629,241千円 | 1,415,053千円 | 86.9% |
| 合 計 | | 6,511,614千円 | 6,149,113千円 | 94.4% | 6,704,856千円 | 6,225,533千円 | 92.9% | 7,211,251千円 | 6,718,767千円 | 93.2% | 20,427,721千円 | 19,093,413千円 | 93.5% |

※いずれも予防給付と介護給付の1年間の延べ合計数

資料6 日常生活圏域ごとの介護サービス事業所等（平成26年度末見込み）

| 区分 | 祝津・白鳥台・ 本輪西地区 | 中央・母恋・ 輪西地区 | 東・高砂地区 | 中島・港北地区 | 合計 |
|-----------------------|------------------|----------------|--------|---------|----|
| 居宅サービス | | | | | |
| 訪問介護 | 6 | 6 | 5 | 4 | 21 |
| 訪問入浴介護 | | 1 | 1 | | 2 |
| 訪問看護ステーション | | 3 | | | 3 |
| 通所介護 | 7 | 5 | 9 | 4 | 25 |
| 通所リハビリテーション | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| 短期入所介護 | 3 | 2 | | 2 | 7 |
| 居宅介護支援計画 | 7 | 6 | 5 | 3 | 21 |
| 地域密着型サービス | | | | | |
| 認知症対応型通所介護 | 1 | 1 | 1 | | 3 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 認知症高齢者グループホーム | 3 | 4 | 4 | 2 | 13 |
| 地域密着型小規模ケアハウス | 1 | | | | 1 |
| 地域密着型 小規模特別養護老人ホーム | | 1 | | | 1 |
| 介護保険施設 | | | | | |
| 特別養護老人ホーム | 3 | | | | 3 |
| 老人保健施設 | | 1 | | 2 | 3 |
| 介護療養型医療施設 | | | 1 | | 1 |
| その他 | | | | | |
| 養護老人ホーム | 1 | | | | 1 |
| ケアハウス | | 1 | | 2 | 3 |
| 軽費老人ホーム | | | | 1 | 1 |
| 有料老人ホーム | | 1 | | 1 | 2 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 1 | | 1 | 2 | 4 |
| 高齢者向け賃貸住宅 | | 1 | | 1 | 2 |
| その他の高齢者向け住宅 | 2 | 2 | | 1 | 5 |

1. アンケート調査結果の概要

本調査においては、高齢者のニーズやサービス事業者の状況等を把握し、本計画策定のために、「日常生活圏域ニーズ調査」、「介護保険サービス利用者調査」、「サービス提供量調査」および「特別養護老人ホーム入所申込状況調査」の4つの調査を実施しました。

(1) 各調査の概要

① 日常生活圏域ニーズ調査

【調査目的】

身体機能低下、閉じこもり、認知症等のリスク要因や世帯状況などから、高齢者の生活状況や健康状態などを把握することを目的に実施しました。

【調査対象】

平成26年4月1日現在、介護保険被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けていない一般高齢者1,500人を対象としました。

【調査実施時期】

平成26年8月29日～平成26年9月12日

【調査方法と回収結果】

郵送による調査票の発送・回収を行いました。

回収結果は、1,045件（回収率69.7%）となりました。

② 介護保険サービス利用者調査

【調査目的】

介護保険サービス利用者のサービスに対する評価や今後の利用意向などから、高齢者の介護保険サービスへのニーズ等を把握することを目的に実施しました。

【調査対象】

平成26年4月1日現在、介護保険被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けている200人を対象としました。

【調査実施時期】

平成26年8月29日～平成26年9月12日

【調査方法と回収結果】

郵送による調査票の発送・回収を行いました。

回収結果は、116件（回収率58.0%）となりました。

③ サービス提供量調査

【調査目的】

事業者が実施している介護サービスや今後の事業展開などから、サービス供給体制の現状や課題などを把握することを目的に実施しました。

【調査対象】

46 法人

【調査実施時期】

平成 26 年 8 月 29 日～平成 26 年 9 月 12 日

【調査方法と回収結果】

郵送による調査票の発送・回収を行いました。

回収結果は、42 件（回収率 91.3%）となりました。

④ 特別養護老人ホーム入所申込状況調査

【調査目的】

各施設への入所希望者の現在の居場所、入所希望時期、世帯状況などを把握することを目的に実施しました。

【調査対象】

近隣の特別養護老人ホーム 17 施設

【調査実施時期】

平成 26 年 8 月 29 日～平成 26 年 9 月 12 日

【調査方法と回収結果】

郵送による調査票の発送・回収を行いました。

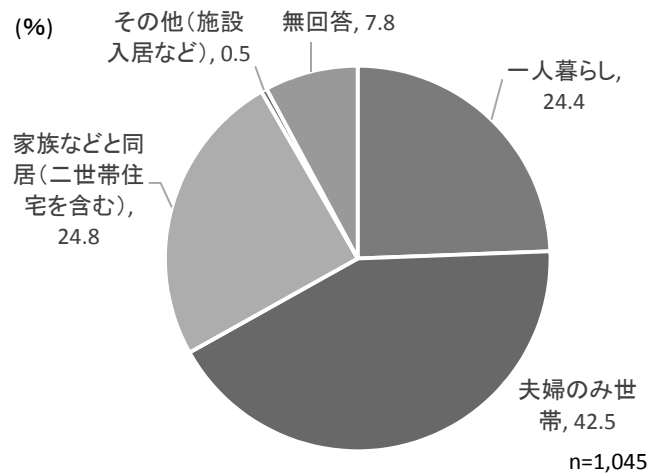
回収結果は、17 件（回収率 100%）となりました。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査結果

① 家族構成

家族構成は、「夫婦のみ世帯」（42.5%）が最も多く、次いで「家族などと同居（二世帯住宅を含む）」（24.8%）、「一人暮らし」（24.4%）となっています。

なお、男女・年齢別でみると、女性は年齢が上がるにつれて「一人暮らし」の割合が高くなっています。

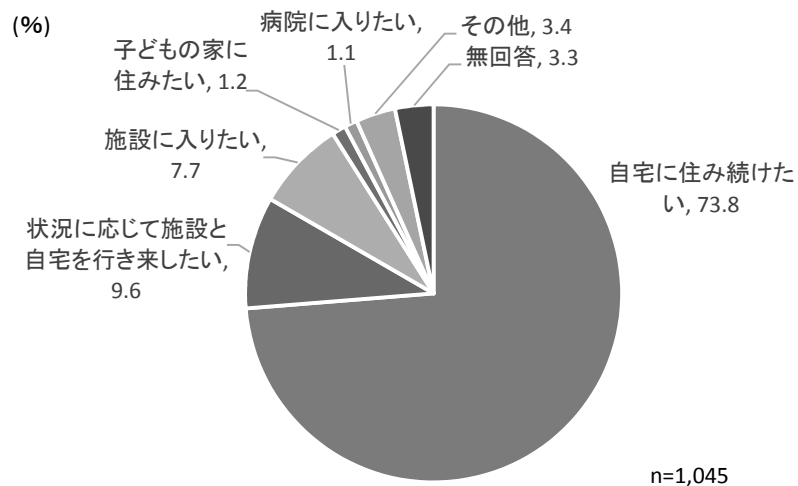


② 今後の生活について

【今後生活したい場所】

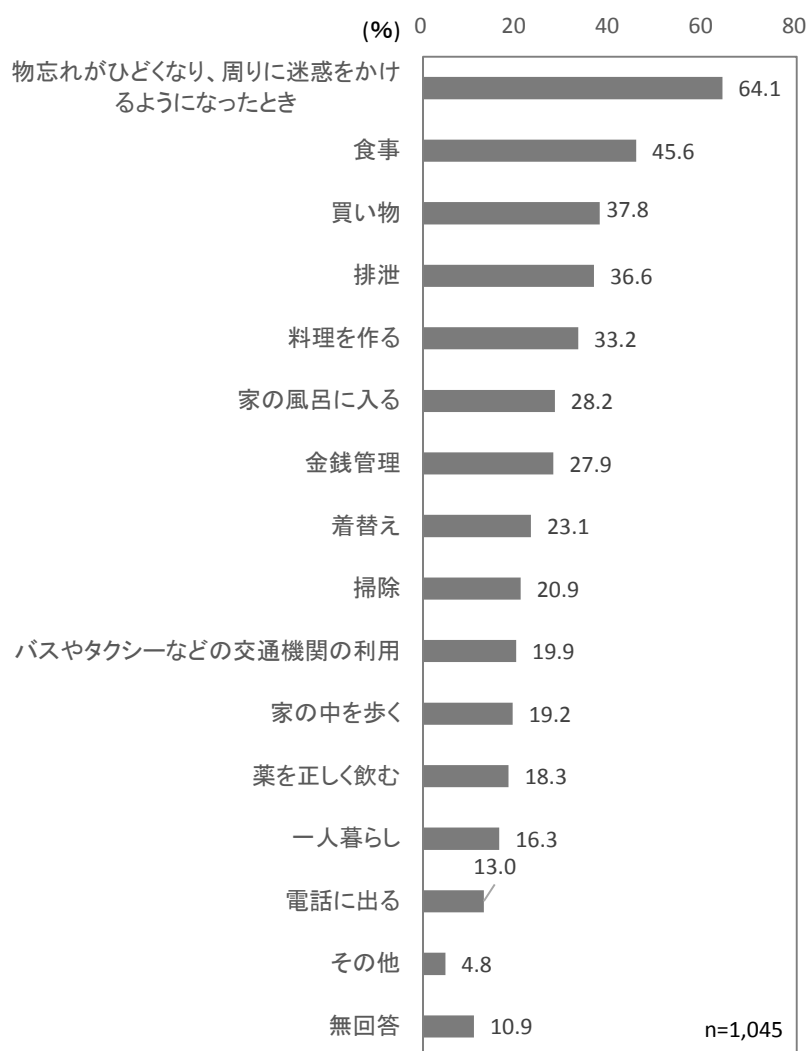
今後、生活したい場所は、「自宅に住み続けたい」（73.8%）が最も多く、次いで「状況に応じて施設と自宅を行き来したい」（9.6%）、「施設に入りたい」（7.7%）となっています。

家族構成別にみると、「一人暮らし」では「自宅に住み続けたい」の割合が全体に比べ低くなっています。



【何ができなくなったら生活できないか】

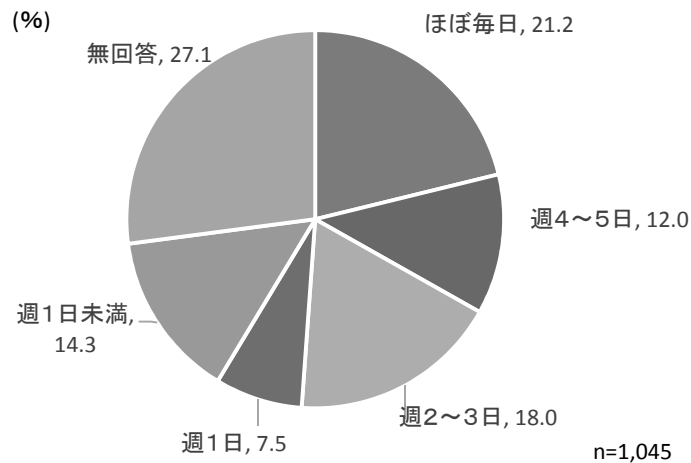
今の住まいに住み続けることができないと思うのは、ひとりで何が出来なくなった時
かについては、「物忘れがひどくなり、周りに迷惑をかけるようになったとき」(64.1%)
が最も多く、次いで「食事」(45.6%)、「買い物」(37.8%)、「排泄」(36.6%)
となっています。



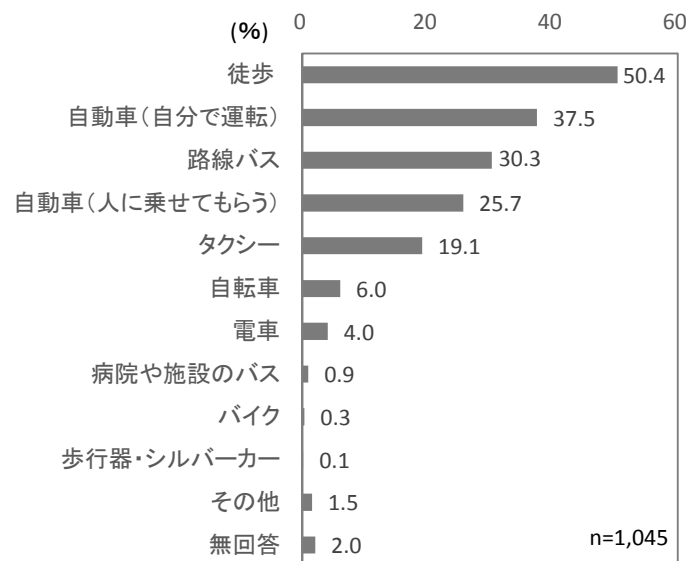
③ 外出について

散歩で外出する頻度は、「ほぼ毎日」(21.2%)が最も多く、次いで「週2~3日」(18.0%)、「週1日未満」(14.3%)となっています。

男女・年齢別でみると、「女性」は年齢があがるにつれて「ほぼ毎日」の割合が低くなっています。



外出する際の移動手段は、「徒歩」(50.4%)が最も多く、次いで「自動車(自分で運転)」(37.5%)、「路線バス」(30.3%)となっています。



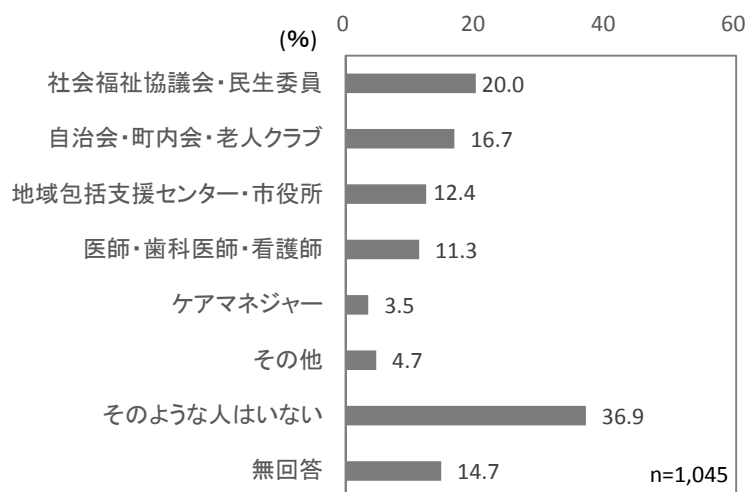
男女・年齢別にみると、「男性」では年齢があがるにつれて「自動車(自分で運転)」の割合が低くなり、「タクシー」の割合が高くなっています。「女性」では年齢があがるにつれて「自動車(人に乗せてもらう)」の割合が高くなっています。

家族構成別にみると、「一人暮らし」では、「自動車(自分で運転)」の割合が全体に比べ低く、「路線バス」および「タクシー」の割合が全体に比べ高くなっています。

④ 家族以外の相談相手について

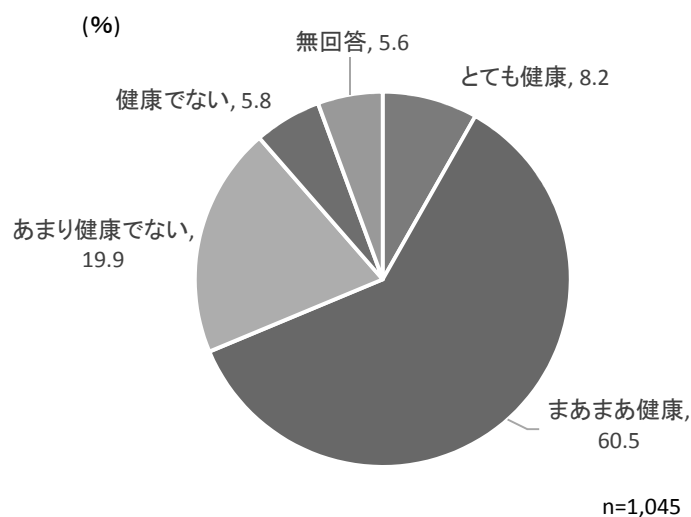
家族や友人・知人以外で、何かあった時にする相手は、「そのような人はいない」(36.9%)が最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」(20.0%)となっています。

男女・年齢別でみると、「自治会・町内会・老人クラブ」の割合は「女性」よりも「男性」が高くなっています。また、男女とも年齢が若いほうが「そのような人はいない」の割合が高くなっています。



⑤ 健康について

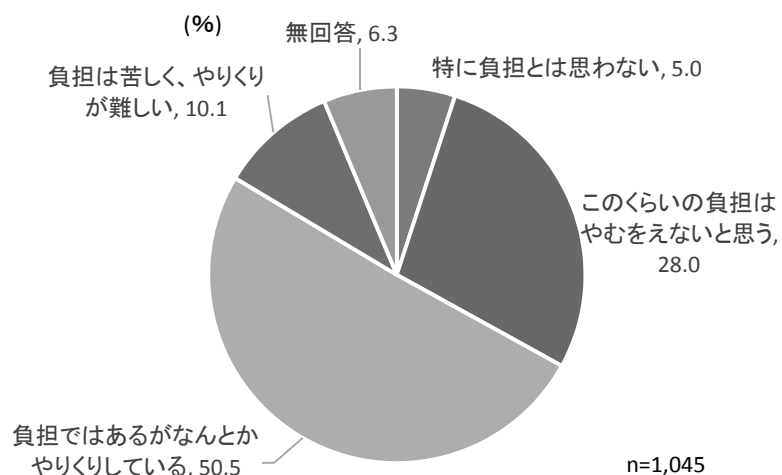
「まあまあ健康」(60.5%)が最も多く、次いで「あまり健康でない」(19.9%)、「とても健康」(8.2%)となっています。



⑥ 介護保険について

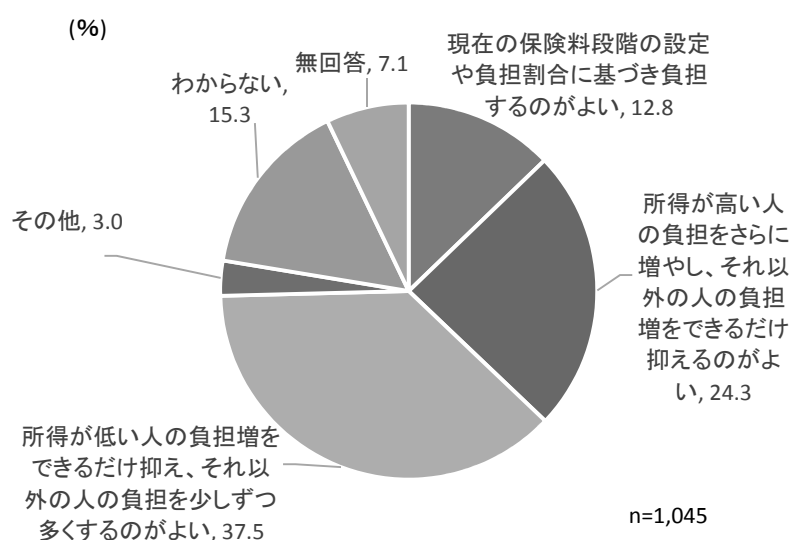
【現在払っている介護保険料について】

現在払っている介護保険料についての考えは、「負担ではあるがなんとかやりくりしている」(50.5%)が最も多く、次いで「このくらいの負担はやむをえないと思う」(28.0%)、「負担は苦しく、やりくりが難しい」(10.1%)となっています。



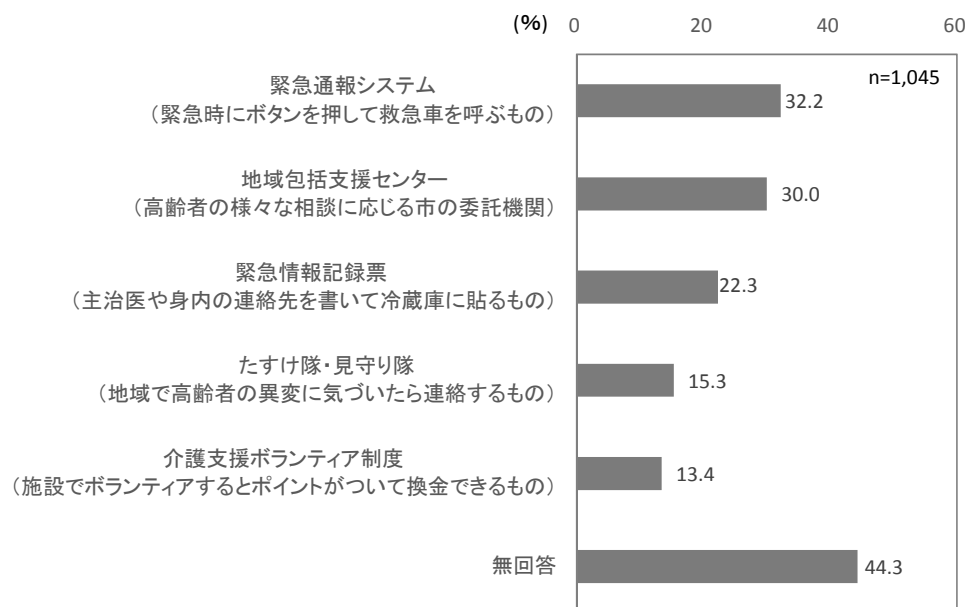
【今後の介護保険料の負担について】

今後の介護保険料の負担については、「所得が低い人の負担増をできるだけ抑え、それ以外の人負担を少しずつ多くするのがよい」(37.5%)が最も多く、次いで「所得が高い人の負担をさらに増やし、それ以外の人負担増をできるだけ抑えるのがよい」(24.3%)、「現在の保険料段階の設定や負担割合に基づき負担するのがよい」(12.8%)となっています。



⑦ 市の施策について（知っているもの）

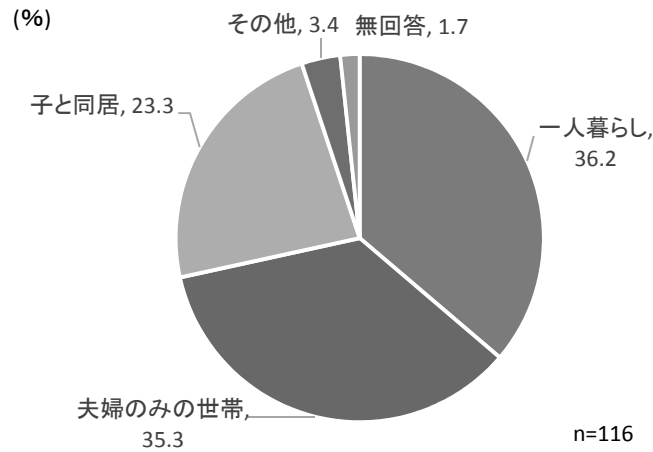
市の施策について知っているものは、無回答を除いて「緊急通報システム（救急時にボタンを押して救急車を呼ぶもの）」（32.2%）が最も多く、次いで「地域包括支援センター（高齢者の様々な相談に応じる市の委託機関）」（30.0%）となっています。



(3) 介護保険サービス利用者調査

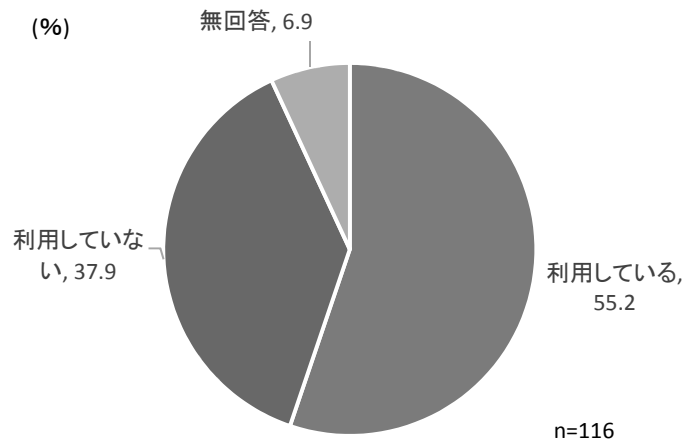
① 家族構成

家族構成は、「一人暮らし」(36.2%)が最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(35.3%)、「子と同居」(23.3%)となりました。

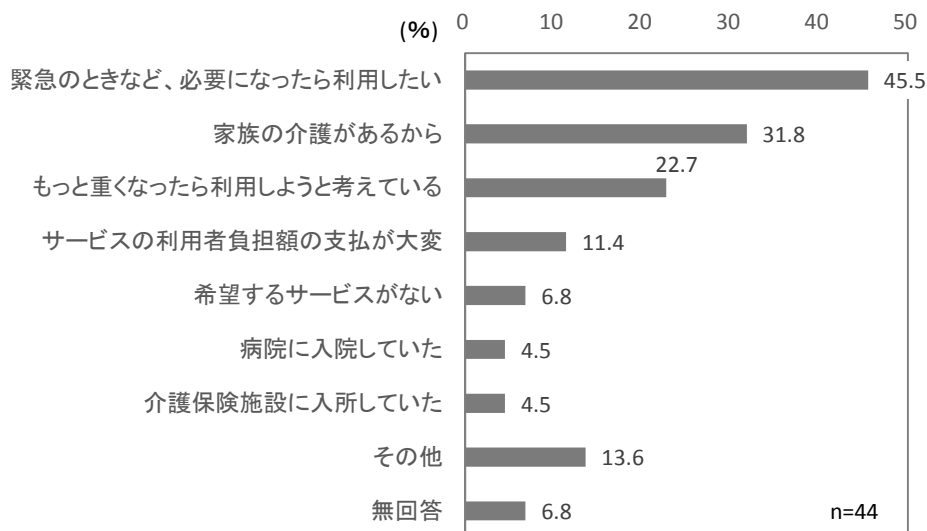


② 在宅サービスの利用について

在宅サービスの利用状況は、「利用している」が55.2%、「利用していない」が37.9%となりました。



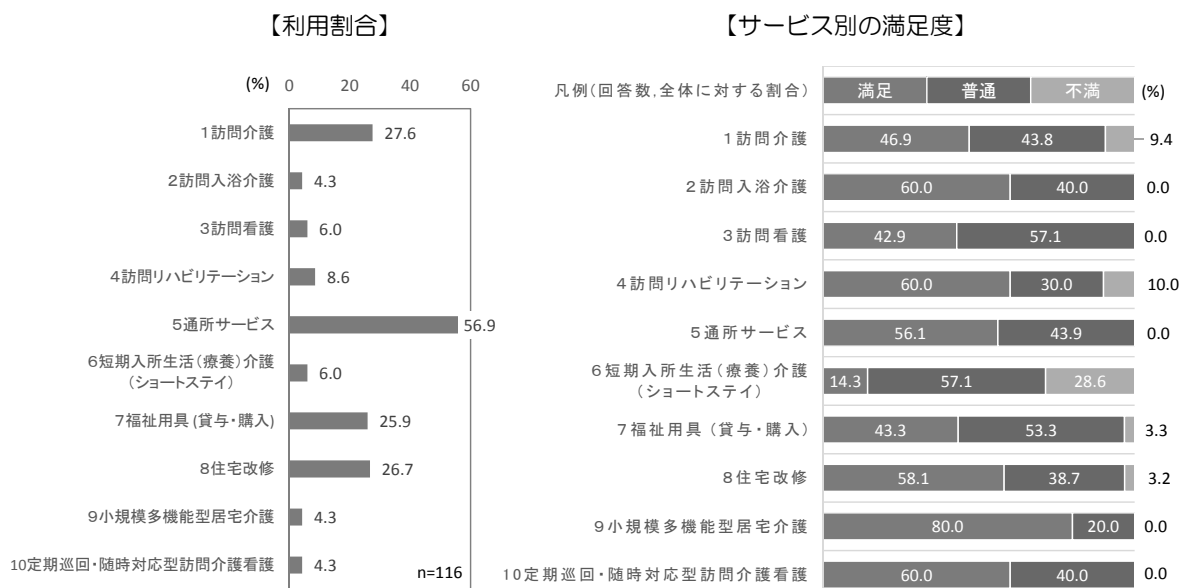
在宅サービスを利用していない方の利用しない理由は、「緊急のときなど、必要になったら利用したい」（45.5%）が最も多く、次いで「家族の介護があるから」（31.8%）、「もっと重くなったら利用しようと考えている」（22.7%）となりました。



③ 現在利用しているサービスと満足度

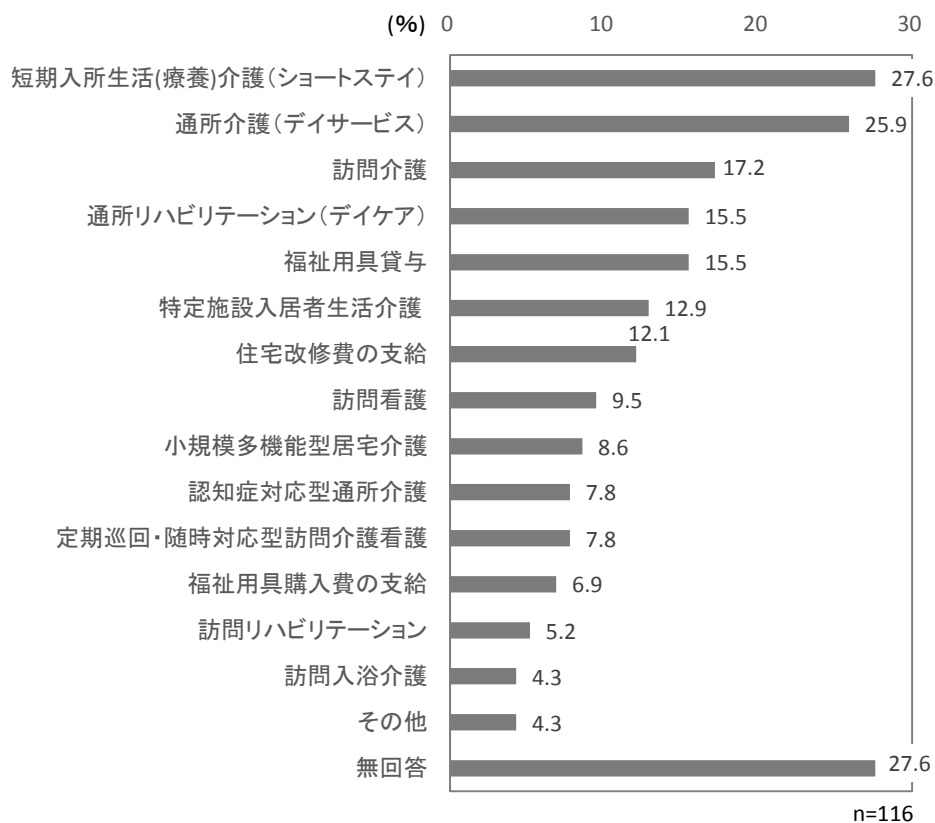
各サービスを利用している割合についてみると、「通所サービス」（56.9%）が最も多く、次いで「訪問介護」（27.6%）、「住宅改修」（26.7%）、「福祉用具（貸与・購入）」（25.9%）となっています。

また、サービス別の満足度でみると、不満が多かったのは「訪問介護」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所生活（療養）介護」についてでしたが、他は概ね満足しているという回答が多くなっています。



④ 今後利用したいサービスについて

今後利用したいサービスについて全体で見ると、「短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）」（27.6%）が最も多く、次いで「通所介護（デイサービス）」（25.9%）、「訪問介護」（17.2%）となっています。



(4) サービス提供量調査

| | 実施施設数 | 現在実施している事業の今後の展開 | | | | | 新規事業 参入について | |
|-----------|----------------------|------------------|----|----|----|----|----------------|---------|
| | | 現状維持 | 縮小 | 休止 | 撤退 | 拡大 | 参入予定施設数 | |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 18 | 14 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 訪問入浴介護 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 訪問看護 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 居宅療養管理指導 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 訪問リハビリテーション | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 通所介護 | 17 | 13 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| | 通所リハビリテーション | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 短期入所生活介護 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 短期入所療養介護 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 福祉用具貸与 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 福祉用具販売 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 居宅介護支援計画 | 18 | 13 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 地域密着型サービス | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 認知症対応型通所介護 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 13 | 10 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 複合型サービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| サービス施設 | 介護老人福祉施設 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護老人保健施設 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護療養型医療施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他高齢者用施設 | ケアハウス(特定施設入居者生活介護) | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | (第7期) 1 |
| | 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 高齢者向け優良賃貸住宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 高齢者専用賃貸住宅 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

(5) 特別養護老人ホーム入所申込状況調査

重複申込等を除いた申込数は 493 人であり、そのうち市内施設への申込数は 397 人となっています。

| 市町村名 | 申込数(人) |
|------|--------|
| 室蘭市 | 397 |
| 登別市 | 64 |
| 伊達市 | 12 |
| 豊浦町 | 8 |
| 白老町 | 8 |
| 壮瞥町 | 2 |
| 洞爺湖町 | 2 |
| 合計 | 493 |

申込者の現在の居場所については、「介護老人保健施設」(158人(32.0%))、「在宅」(136人(27.6%))、「病院」(135人(27.4%))が多くなっています。

| 居場所 | 人数 | 割合(%) |
|---------------|-----|--------|
| 介護老人福祉施設(特養) | 4 | 0.8% |
| 介護老人保健施設 | 158 | 32.0% |
| 介護療養型医療施設 | 5 | 1.0% |
| 病院 | 135 | 27.4% |
| 養護老人ホーム | 12 | 2.4% |
| ケアハウス | 5 | 1.0% |
| 有料老人ホーム | 2 | 0.4% |
| その他施設 | 4 | 0.8% |
| 認知症高齢者グループホーム | 12 | 2.4% |
| 在宅 | 136 | 27.6% |
| 無回答 | 20 | 4.1% |
| 合計 | 493 | 100.0% |

介護保険施設への入所者以外の人の入所希望時期については、「今すぐ」(136人(42.2%))が最も多くなっています。

| 入所希望 (介護保険施設入所以外の人) | 人数 | 割合(%) |
|------------------------|-----|--------|
| 今すぐ | 136 | 42.2% |
| 6か月以内 | 79 | 24.5% |
| 特に指定なし | 53 | 16.5% |
| 無回答 | 54 | 16.8% |
| 合計 | 322 | 100.0% |

資料8 用語集

あ行

■ 運営推進会議

地域密着型の施設では、おおむね2カ月に1回以上、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、要望、助言等を聴く機会を設け、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図っています。

■ SOSネットワーク（かけはしネット）

西胆振地域で平成9年度から認知症の人の地域の見守り体制のシステムを設立しています。認知症の人が行方不明になった時に警察に連絡し、市や交通機関、高齢者介護支援事業所等が協力して行方不明になった人を速やかに、発見・保護し、その後の生活を支援しています。

■ オレンジネット（認知症見守りネットワーク）

認知症サポーター養成講座を受講し、地域で認知症の人の見守りに協力するボランティアを「オレンジメイト」として登録し、地域で見守りしてほしいと言う希望者が出た場合に、近隣のオレンジメイトがその高齢者を見守るネットワーク。

か行

■ 介護給付費準備基金

介護保険の保険給付費に要する費用の財源として、各年度の過不足を調整するために設置した基金。介護保険の財政運営期間は3年間で設定されているため、各年度において剰余金が生じる場合は積立を行い、不足の場合は取り崩して給付費に充てます。

■ 介護保険サービス

要支援・要介護認定を受けた人が利用できるサービスで、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに大別されます。

| 居宅サービス | | |
|-------------|------------------------|---|
| 自宅で利用する | 訪問介護（ヘルパー） | ホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。要介護1以上の人は通院などを目的とした乗降介助も利用できます。 |
| | 訪問入浴介護 | 入浴が困難な寝たきりの人などの家庭に、浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。 |
| | 訪問看護 | 看護師などが訪問し、病状を観察したり、療養上の世話をを行います。 |
| | 訪問リハビリテーション | 理学療法士などのリハビリ専門職が訪問し、リハビリテーションを行います。 |
| | 居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。 |
| 施設に通い泊り利用する | 通所介護（デイサービス） | デイサービスセンターなどに通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。 |
| | 通所リハビリテーション（デイケア） | 介護老人保健施設などに通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。 |
| | 短期入所〔生活・療養〕介護（ショートステイ） | 一時的に家庭での介護が困難となった時に、介護保険施設などに短期間入所して、介護や療養を受けます。 |
| | 特定施設入居者生活介護 | ケアハウスや有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。 |

| | | |
|----------------|------------------------|---|
| 生活環境を整える | 福祉用具貸与（レンタル） | 心身の状態に応じて、日常生活の自立を支援する用具（ベッド、車いす等）の貸与（レンタル）を行います。 （介護度・心身の状態により、対象外種目があります。） |
| | 福祉用具購入費 | 腰掛便座や入浴補助用具などの貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給します。（上限額：1年間10万円） |
| | 住宅改修費 | 住居に手すりを取り付けたり、段差を解消するなど小規模の改修について、費用の一部を支給します。（上限額：20万円） |
| 地域密着型サービス | | |
| 認定があれば利用できる | 認知症対応型通所介護 | 認知症の人を対象に、少人数で専門的なケアを提供する通所介護です。 |
| | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 認知症の人を対象に、家庭的な環境の下で少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。 （要支援2以上の人が利用できます。） |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 「通所」を中心として、利用者の状況や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。 |
| 要介護の認定者のみ利用できる | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 小規模なケアハウス・有料老人ホーム（定員29人以下）などに入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）などに入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。 |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを受けます。 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所からサービスを受けることができます。 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話を行います。 |
| 施設サービス | | |
| | 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 常に介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所して、日常生活の介助などを受けます。 |
| | 介護老人保健施設 | 病状が安定し、リハビリテーションが必要な人が入所して、介護や機能訓練などを受けます。 |
| | 介護療養型医療施設 | 病状が安定し、長期間の療養が必要な人が入院して、医療や看護または介護などを受けます。 |

さ行

■ サービス付き高齢者向け住宅

平成23年4月に「高齢者住まい法」が改正され、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度に代わる登録制度として創設されました。安否確認や生活相談といった高齢者支援サービスの提供が行われます。

■ 住所地特例

介護保険施設や有料老人ホーム、ケアハウス等に入所することにより、施設の所在地に市町村の区域を越えて住所を移転した被保険者は、引き続き従前市町村（住所移転前に保険者であった市町村）の被保険者とする。平成27年度からは、サービス付き高齢者向け住宅も対象となります。

■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行う人。（国が決めた研修を受ける必要あり）

■ 生活支援サービス

地域サロンの開催、見守りや安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援、介護者支援等の高齢者のニーズに合った多様なサービスや、住民主体・NPO・民間企業等多様な主体によるサービスの提供など、地域の高齢者が日常生活を送る上での様々な困りごとに対応できるサービス。

■ 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を守る制度です。

「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などが、その人にかわって財産管理や身上監護などを行うものであり、本人・親族等の申し立てにより審判が開始されます。

また、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人とあらかじめ公正証書による契約をしておくことができる「任意後見制度」もあります。

■ 総合福祉センター

高齢者、心身障がい者、母子・父子家庭を対象とした、生活・健康相談や教養の向上のための各種講座の開催やレクリエーションを行っている、福祉の増進を目的として設置している施設です。

た 行

■ 第1号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の住民。

■ 第2号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

■ 地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らせるよう、保健、医療、介護サービスや地域における多様な社会資源の総合調整を行い、困難事例や地域の課題について検討し、統一的な支援体制を総合的に調整、推進することを目的とした会議。

■ 地域支援事業

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り、地域で自立した生活ができるよう支援する事業。介護予防事業（または介護予防・日常生活支援総合事業）・包括的支援事業・任意事業の3つの事業で構成されます。

■ 地域包括ケアシステム

地域ケア会議を通して、地域の課題を発見・把握し、それらの課題等について対応するための資源等を検討し、地域住民に対して、保健や医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

■ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、各区市町村に設置されています。平成18年の介護保険法改正で制定されました。室蘭市には4カ所設置され、担当区域により高齢者の様々な相談に対応しています。

■ 地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

な行

■ 日常生活圏域

住みなれた地域で生活を続けられるよう支援する環境整備を行う1つの単位で、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し設定します。

■ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

自己決定能力が低下した人のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として設けられた制度で、社会福祉協議会等に属する専門員が利用者の「自立支援計画」を策定し、生活支援員が利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用に際しての情報提供や助言を行い、申込手続き・利用料支払いの代行、苦情処理の援助などを行います。

■ 認知症ケアパス

地域の実情に応じて、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援が受けられるかが記されている冊子。

■ 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。

■ ノルディックウォーキング

スキーのストックのような専用ポールを両手に持ち、上半身の筋肉も使いながら歩く方法で、腰痛や肩こり予防、膝腰への負担軽減、姿勢保持、転倒予防などの効果があり、高齢者に適した運動です。

は行

■ はぴらん体操

平成17年に創作した室蘭の名所や名物をイメージしたご当地体操です。全部で十種類の動きがあります。

■ 避難行動要支援者プラン

災害時に自ら避難することが困難であり、避難に特に支援を必要とする人の安全を確保するため、基礎となる名簿の作成、関係機関の役割や市及び地域等における支援体制など、基本となる考え方を定めたもの。

■ 複合公共施設

中島町の向陽中学校跡地に平成30年度に完成予定の施設で、耐震性に課題があったり、老朽化が著しい総合福祉センター、青少年研修センター、中島会館など既存の公共施設を集約するとともに、図書や子ども遊び場など新たな機能も導入することで、多世代が集える交流拠点を目指しています。

ま行

■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」、「児童福祉法」によって委嘱された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障がい者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域と行政機関のパイプ役として活動しています。

や行

■ 悠悠ライフ

高齢者を対象に、様々な学習を通して社会的課題や現代的知識を学ぶとともに、豊かな人生経験で得た知識や知恵を地域・家庭で発揮し、より良い高齢社会を創り出す先駆者の一端を担うことを目的として、参加者の自主運営で開講しています。

■ 要支援・要介護

要支援とは、身辺は概ね自立しているが、生活に関する支援を部分的に必要とする状態であり、要介護とは、生活支援のほかに、入浴・排泄・食事等において、部分的または全体的に介護を必要とする状態を言います。

ら行

■ リハビリテーション専門職

理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）のこと。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向け、高齢者の自立支援や介護予防事業の推進のために、連携や協力が期待されています。

室 蘭 市

高齡者関係施策一覧表

(民間事業者含む)

1. 日常生活等の支援に関する施策

(1) 高齢者の在宅支援

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | |
|----------|----------------|---|----------|-------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 既存 | 雪かき応援 | 雪かき応援を必要とする高齢者世帯に対し、高校、大学生等のボランティアグループを組織し雪かきを実施。 | | 社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 介護保険適用外のヘルパー派遣 | 保険外サービスを希望する高齢者などに対し、事業者の設定した料金でヘルパーを派遣。 | | 民間事業者 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 弁当宅配サービス | 高齢者等に栄養管理された弁当を届け、食の確保による健康管理と安否確認を実施。 | | 民間事業者 | | | | | | |
| 新規 | 高齢者への生活支援 | 高齢者世帯や一人暮らし高齢者が簡易な作業等で困った時に地域の住民が支援。 | 実施に向けて検討 | 社会福祉協議会 | → | | | | | |

(2) 一人暮らし高齢者等の不安解消と緊急時対応

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------|--|--|---------------------|------|--|--|--|--|--|
| 既存 | 緊急通報システム | 病弱で緊急時の通報が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸し出し。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | |
| 既存 | 緊急情報記録票 | 希望するひとり暮らし高齢者世帯等に緊急情報記録票を配布し、付属のマグネットで冷蔵庫に固定することにより、万が一の際の連絡先やかかりつけ医療機関等を確認できるようにする。 | | 市) 高齢福祉課 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 見守りセンサー付携帯電話機の貸与（ミルク） | ひとり暮らし高齢者などが普段の生活を安心して暮らせるよう、地域と対象者とその家族を繋げるために、見守り機能付き携帯電話機を貸与。 | | 社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 訪問サービス（乳酸菌飲料の宅配） | 65歳以上の安否確認が必要な高齢者に乳酸菌飲料を配達して安否の確認。 | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 鍵の保管先登録制度 | 急病等がいつ起こるかもしれないという不安を持つひとり暮らし高齢者に対して、本人および保管先の同意の下、鍵の保管先を登録。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | |

1. 日常生活等の支援に関する施策

(3) 高齢者情報の共有化と地域での支援

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | | |
|----------|----------------------|---|------|-----------------------------------|--------|----|----|----|----|----|--|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | |
| 新規 | 在宅医療・介護連携 医師会との連携 | 自宅で長く生活できるために、認知症の早期支援や在宅医療のための連携を行う。 | | 市) 高齢福祉課 室蘭市医師会 | → | | | | | | |
| 拡大 | 地域ケア会議の推進 | 個別の地域ケア会議のほか、講演会・シンポジウムの開催などを行う。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | | |
| 既存 | 地域包括支援センター | 地域包括ケア推進のため、市内4つの日常生活圏域毎に、市が委託した地域包括支援センターを設置し、総合相談、予防支援、ケアマネ支援、権利擁護などの業務を行う。 | | 市) 高齢福祉課 地域包括支援センター | | | | | | | |
| 既存 | 地域支え合い情報ネットワーク | 市、社協、地域包括支援センターがそれぞれ保持する高齢者情報を共有可能な電子ネットワークの活用により、高齢者の適切な支援につなげる。 | | 市) 高齢福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 | | | | | | | |
| 既存 | 高齢者たすけ隊・見守り隊 | <p><高齢者たすけ隊> 地域でのサポートが必要と判断された高齢者について民生委員や福祉委員を中心とした地域での見守りや関係機関と連携しながら生活面でのサポートを実施。</p> <p><高齢者見守り隊> 民生委員・福祉委員・町内会等の地域の方々や、企業・一般商店等の参画事業者で構成し、地域において高齢者の異変を察知した場合、速やかに地域包括支援センターに連絡。</p> | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 民間事業者 | → 継続実施 | | | | | | |
| 拡大 | たすけあいチーム | 要支援高齢者の福祉台帳作成とチームを編成し、「青い旗の掲揚」、「部屋の点灯や消灯による確認」など活動可能な範囲で高齢者の安否確認に向け地域見守り活動を実施。 | | 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 | | | | | | | |
| 拡大 | 助け合いマップ | 民生委員・近隣住民などで、地図による地域の高齢者情報等を作成・共有し、見守り等に活用。 | | 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 | | | | | | | |
| 拡大 | 季節のハガキ活動 | 福祉委員が高齢者等に、季節の挨拶ハガキを送り、高齢者等が気軽に生活相談などを行える環境整備を実施。 | | 社会福祉協議会 地区福祉協議会 | | | | | | | |
| 既存 | まちづくり活動支援補助金 | 町内会や活動団体の地域における独自の取り組みを支援することで、市と市民、地域が協力して高齢者の孤立化を防ぎ、閉じこもりがちな人の居場所づくり、生きがいづくりにつながる特色ある地域づくりを推進する。 | | 市) 地域生活課 | | | | | | | |

2. 自宅での生活を続けるための施策

(1) 自宅で使えるサービス

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | |
|----------|------------------------|---|------|------------------|--------|--------|--------|----|----|----|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 既存 | 訪問介護（ヘルパー） | ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行う。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 通所介護（デイサービス） | デイサービスセンターなどに通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受ける。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 新規 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 基本チェックリストで該当した高齢者をケアプランに基づき、予防訪問介護・予防通所介護の代わりに、事業者等に委託して高齢者に支援を行う。今後、様々なサービスや実施主体等についても検討。【地域支援事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | 検 討 | 準 備 | → | | | |
| 新規 | 生活支援コーディネーター・協議体の設置 | 生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成や発掘などを行う。【地域支援事業】 | | 市）高齢福祉課 | 検 討 | 準 備 | → | | | |
| 既存 | 通所リハビリテーション（デイケア） | 介護老人保健施設などに通い、日帰りでリハビリテーションを受ける。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 訪問看護 | 看護師などが訪問し、病状を観察したり、療養上の世話をを行う。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 既存 | 訪問リハビリテーション | 理学療法士などのリハビリ専門職が訪問し、リハビリテーションを行う。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 訪問入浴介護 | 入浴が困難な寝たきりの人などの家庭に、浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行う。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 既存 | 居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行う。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 短期入所介護（ショートステイ） | 一時的に家庭での介護が困難となった時に、介護保険施設などに短期間入所して、介護や療養を受ける。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 拡充 | 認知症対応型通所介護 | 認知症の人を対象に、少人数で専門的なケアを提供する通所介護。（市民のみ利用可）【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | | 整 備 | → | | |
| 拡充 | 小規模多機能型居宅介護 | 「通所」を中心として、利用者の状況や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴や排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受ける。（市民のみ利用可）【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | 整 備 | 整 備 | → | | |
| 拡充 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービス。（市民のみ利用可）【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | | 整 備 | → | | | |
| 新規 | 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、1つの事業所からサービスを受ける。（市民のみ利用可）【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | → | | | | | |
| 新規 | 夜間対応型訪問介護 | 夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話をする。（市民のみ利用可）【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | → | | | | | |
| 既存 | 福祉用具貸与（レンタル） | 心身の状態に応じて、日常生活の自立を支援する用具（ベッド、車いす等）の貸与（レンタル）を行う。【介護保険事業】 | | 市）高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | |

2. 自宅での生活を続けるための施策

(1) 自宅で使えるサービス

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | |
|----------|-----------------|--|------|---------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 既存 | 福祉用具購入費 | 腰掛便座や入浴補助用具などの貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給。 [介護保険事業] | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 既存 | 住宅改修費 | 住居に手すりを取り付けたり、段差を解消するなど小規模の改修について、費用の一部を支給。 [介護保険事業] | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 既存 | 家族介護慰労金支給 | 要介護4以上で1年間介護保険サービスを利用しなかった高齢者の同居介護者に10万円を支給。市民税非課税又は生活保護世帯が対象。 | | 市) 高齢福祉課 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 家族介護用品助成 | 在宅で要介護4以上の寝たきり高齢者の介護者で、市民税非課税世帯又は生活保護世帯に介護用品購入券を交付。 | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | |
| 既存 | 紙おむつなどの支給 | 在宅で要介護4以上の寝たきり高齢者等へ尿とりパット、平おむつのいずれかを無料支給。清拭布は、市民及び福祉施設等へ支給。 | | 社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 車椅子の無料貸出し | 在宅で介護を要する高齢者等に一時的に車椅子を無料で貸出す。(最大4カ月) | | 社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 布団乾燥サービス | 要介護4以上の寝たきり高齢者等に布団の洗濯や乾燥サービスを実施。 | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 聴力障害者用ファックス購入助成 | 聴覚、音声、言語障害4級以上の人の通信手段の確保として、ファックス購入費の一部を助成。 | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | | | | | |

3. 健康増進・健康管理・介護予防等に関する施策

(1) 介護予防事業

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | |
|----------|------------|--|------------------|--------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 既存 | えみなくらぶ | 機能低下が疑われる高齢者を対象に介護予防を実施し、心身機能の低下を改善する。 [地域支援事業] | H29の総合事業開始に向けた検討 | 市)健康推進課 民間事業者 | 継続 | 検討 | | | | |
| 既存 | えみなメイト | 歩いて通える身近な所に会場を設定し、高齢者が参加する介護予防事業を実施。 [地域支援事業] | | 市)健康推進課 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 介護支援ボランティア | ボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与し、年間5,000円を上限として現金を給付する。ボランティアの登録や手帳の交付、ポイントの管理・付与は社会福祉協議会などが行う。 [地域支援事業] | | 市)健康推進課 社会福祉協議会 | | | | | | |

(2) スポーツを通じた健康づくり

| | | | | | | | | | | |
|----|----------------|---|---------------|---------|------|--|--|--|--|--|
| 既存 | 市民体カテスト | 高齢者を含む市民を対象に、基礎的な体力測定を行うほか健康体操も行い、高齢者の健康づくりに寄与する。また、町内会などへの出前も実施。 | | 室蘭市体育協会 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | ノルディックウォーキング講座 | 高齢者を含む市民を対象に、ノルディックウォーキングやストレッチ体操を行い、高齢者の健康づくりに寄与。 | | 室蘭市体育協会 | | | | | | |
| 既存 | 健康づくり教室 | 高齢者を含む市民を対象に、トレーニングを行い、高齢者の健康づくりに寄与。 | | 室蘭市体育協会 | | | | | | |
| 既存 | 温水プール利用助成 | 健康保持・増進を図ることを目的に、プール利用に係る回数券購入代金の半額を助成。 | 国保・後期高齢被保険者対象 | 市)保険年金課 | | | | | | |
| 既存 | すこやかロード | 地球岬周辺と鳴り砂の浜（イタンキ周辺）の2カ所がウォーキングコースとして認定。 | | 市)健康推進課 | | | | | | |

(3) 病気の予防と早期発見

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------|--|---------------|------------------------------|------|--|--|--|--|--|
| 既存 | 高齢者インフルエンザ予防接種 | インフルエンザの蔓延を予防するため、医師会に委託して実施。 | | 市)健康推進課 市)保険年金課 室蘭市医師会 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 | 肺炎による死亡率を下げるため、医師会に委託して実施。 | | 市)健康推進課 室蘭市医師会 | | | | | | |
| 既存 | 特定健康診査事業 | 生活習慣病の発症や重症化を予防すること目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した各種検査を実施し、生活習慣病の該当者・予備群の減少を図る。 | | 市)保険年金課 室蘭市医師会 | | | | | | |
| 既存 | 各種検診事業 | 健康で自立した生活を送るために、定期的に人間ドック等を受診し、健康の保持増進及び健康に関する意識を高め、医療費の削減に繋がることを目的とする。 | 国保・後期高齢被保険者対象 | 市)保険年金課 室蘭市医師会 | | | | | | |
| 既存 | 各種検診（がん検診・肝炎ウイルス検診など） | がん・肝炎ウイルスの早期発見のため、医師会に委託して実施。 | | 市)健康推進課 室蘭市医師会 | | | | | | |

3. 健康増進・健康管理・介護予防等に関する施策

(4) 健康と栄養に関する知識の普及

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | |
|----------|---------------------|--|------|-------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 既存 | 各種健康相談・健康教育 | 保健センターでの開設、および依頼のあった町会や各種団体において健康相談や健康の講話を実施。 | | 市) 健康推進課 | | | | | | |
| 既存 | 食生活改善推進員の養成と支援 | 食生活改善推進員を養成し、推進員が行う食生活改善等に関する講習会への援助や情報・資料の提供。 | | 市) 健康推進課 | 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 簡単ヘルシーメニューと運動ガイドの配布 | 簡単ヘルシーメニューと運動ガイドを作成し、各種健康増進事業にて配布。 | | 市) 健康推進課 | | | | | | |

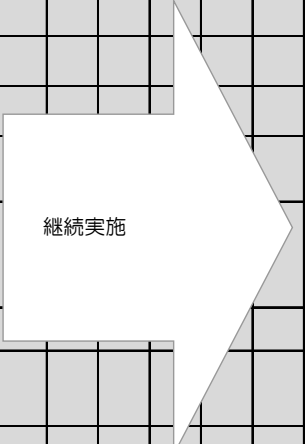
4. 認知症高齢者に関する施策

(1) 認知症高齢者の支援


| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | |
|----------|--------------------------|---|------|------------------------|-----------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 新規 | 認知症ケアパスの作成・普及 | 認知症の知識の普及や相談機関、地域資源等を冊子にまとめて周知。 | | 市) 高齢福祉課 | → | | | | | |
| 新規 | 認知症カフェ | 認知症の人・家族が集い、専門家に相談したり地域の人々が触れ合う場の提供。 | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | → | | | | | |
| 新規 | 認知症初期集中支援チーム | 初期の段階で医療と介護の連携により個別の訪問を行い適切な支援を行う。 | | 市) 高齢福祉課 室蘭市医師会 | → | | | | | |
| 新規 | 認知症地域支援推進員設置 | 医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務を行う。 | | 市) 高齢福祉課 地域包括支援センター | → | | | | | |
| 新規 | 認知症徘徊模擬訓練 | 地域で模擬訓練を行うことにより、認知症についての地域への普及・啓発。 | | 市) 高齢福祉課 地域包括支援センター | → | | | | | |
| 既存 | 成年後見支援事業 (成年後見支援センター) | 認知症等により判断能力が十分でない人が、地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用支援や周知・啓発を行う。 (H26.4から社協に成年後見支援センター設置) | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | → 継続実施 | | | | | |
| 既存 | 成年後見制度利用支援事業 | 申し立てを行う者がいない場合の申立や申立費用、後見人報酬への助成。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | |
| 既存 | 日常生活自立支援 | 高齢者等で生活費等の管理が困難な方に支払いなどを支援。 | | 北海道社会福祉協議会／社会福祉協議会 | | | | | | |
| 既存 | 認知症サポーター養成講座 | 希望団体に対し認知症の疾病と正しい対応方法について講話し、受講者には正しく理解した証のオレンジリングを配布。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | |
| 既存 | 認知症高齢者見守り事業～オレンジネット | サポーター養成講座を受講しボランティア登録したオレンジメイトが、希望のある認知症高齢者を見守る。 | | 市) 高齢福祉課 地域包括支援センター | | | | | | |

5. 生きがいづくり・居場所づくり・各種サロンに関する施策

(1) 生きがいづくり・居場所づくり

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | | |
|----------|----------------------------------|--|------|---------------------|---|----|----|----|----|----|--|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | |
| 既存 | 老人クラブ運営費補助 事業補助金 | 老人クラブの活動を促進するため、老人クラブ連合会および単位老人クラブが行う生きがいづくり事業、健康増進事業等の実施経費について助成している。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | | |
| 既存 | ふれあい昼食会 | 一人暮らしの高齢者の閉じこもり防止や交流目的に、各地区福祉協議会が主催する形で実施。 | | 地区福祉協議会 社会福祉協議会 | | | | | | | |
| 既存 | ボランティアセンター | 市民一人ひとりが自分のできるボランティアを行い、安心安全な地域を形成。 | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | | | | | | |
| 既存 | ふれあい市民農園 | 農作業を通して、高齢者の健康増進、生きがいづくり、世代間交流を目的に、市が農地を借り上げ、希望者に貸出し。 | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | | | | | | |
| 既存 | 高齢者就業機会確保 (シルバー人材センター) 事業費補助金 | 定年退職後等において、臨時・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を把握・提供し、高齢者の多様な形態による就業機会の拡大、生きがいの創出、地域社会の活性化を図り、高齢者の福祉の増進を図る。 | | 市) 産業振興課 |  | | | | | | |
| 既存 | くらしの講座 | 暮らしを豊かにするための講座を開催し、消費生活情報の提供も行う。 | | 室蘭消費者協会 | | | | | | | |
| 既存 | 悠悠ライフ | 室蘭市の高齢者(60歳以上)が自ら企画・運営し、学習活動する室蘭市悠悠ライフ運営委員会を設置。(教養講座18、趣味講座5) | | 市) 生涯学習課 | | | | | | | |
| 既存 | 生涯学習指導者バンク・活動団体登録 | 市民の学習活動支援のため、豊富な知識、技術を持つ指導者や、学習団体・サークルの情報を提供する。 | | 市) 生涯学習課 | | | | | | | |

(2) 各種サロン事業

| | | | | | | | | | | |
|----|----------|--|--|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 拡大 | 高齢者サロン事業 | 民生委員児童委員協議会及び地区福祉協議会と共催していた高齢者サロンから、地域で開催している高齢者を中心とした地域サロン開催拡大に向けた支援を行うと共にサロン活動備品の貸出を行い、高齢者の居場所づくりの拡大充実を図る。 | | 民生委員児童委員協議会/地区福祉協議会/社会福祉協議会 |  | | | | | |
| 既存 | 共生型サロン | 入浴サービス、食の交流会、地域ボランティア活動の拠点、健康増進活動等世代等を超えた交流空間の展開。 | | 市) 障害福祉課 | | | | | | |

6. 高齢者の多様な住まいに関する施策

(1) 住宅の確保と住環境の整備

| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | | |
|----------|---------------|---|----------------|----------------------|------|----|----|----|----|----|--|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | |
| 既存 | 市営住宅の建替え促進 | 高齢者に配慮した市営住宅の建替えを促進。 | | 市) 市営住宅課 | | | | | | | |
| 既存 | 住み替えの促進 | 傾斜地に住む高齢者のまちなかへの住み替えを促進。 | | 市) 都市政策課 | 継続実施 | | | | | | |
| 既存 | サービス付き高齢者向け住宅 | 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に定める高齢者向け住宅。 | | 民間事業者 | | | | | | | |
| 既存 | 単身老人福祉住宅 | 身寄りのいない、ひとり暮らしの60歳以上の方の住宅で、管理人による見守りや安否確認を実施。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | | |
| 既存 | 高齢者住宅改修費補助制度 | 介護保険制度に該当しない高齢者が居住する住宅改修に対する補助。 | H28年度以降については検討 | 市) 高齢福祉課 市) 都市政策課 | | 検討 | | | | | |

(2) 高齢者向けの施設

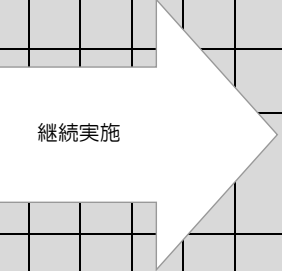
| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|---|--|-------------------|------|--|--|--|--|--|--|
| 既存 | ケアハウス | 60歳以上で日常生活は自立しているが、在宅生活に不安のある人が入居する施設。（入居後に介護が必要になった場合は介護保険サービスを使えます） | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | | |
| 既存 | 有料老人ホーム | 概ね60歳以上の自立者及び要支援・要介護認定者が、食事・入浴などの提供を受けられる施設。（介護保険サービスを使えます） | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | | |
| 既存 | 軽費老人ホームA型 | 60歳以上で在宅生活に不安のある人が、低額な料金で食事・入浴などの提供を受けられる施設。 | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | | |
| 既存 | 養護老人ホーム | 65歳以上で経済的及び環境上の理由により、在宅での生活が困難な人を市が措置して入所させる施設。 | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | | |

(3) 介護保険施設及び介護認定者が入所できる施設

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------|--|--|-------------------|------|----|----|--|--|--|--|
| 既存 | 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が入所する施設。（H27以降の入所は原則、要介護3以上） | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | | |
| 既存 | 介護老人保健施設 | 病状の安定している人が入所し、自宅に戻れるようにリハビリや看護を受ける施設。（要介護1～5の人が対象） | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | 継続実施 | | | | | | |
| 既存 | 介護療養型医療施設 | 治療だけでなく、長年に渡る療養や介護が必要な人が入院する施設。（要介護1～5の人が対象） | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | | |
| 拡充 | 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護） | 認知症の人が家庭的な環境の下で共同生活を送りながら、日常の世話や機能訓練を受けられる。（要支援2以上が対象） | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | 整備 | 整備 | | | | |

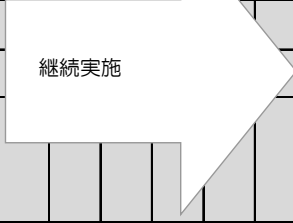
7. 移動に関する施策

(1) 移動手段の確保や支援


| 既存 新規 | 施策（事業）名称 | 施策（事業）概要 | 特記事項 | 所管課 事業者名 | 年度 | | | | | | |
|----------|-----------------|---|---------|-------------------|---|--------|----|----|----|----|--|
| | | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | |
| 既存 | 高齢者割引ふれあいバス | 高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止などを図ることを目的に、道南バスが発売する「ふれあいバス」購入に対する助成。 | | 市) 高齢福祉課 民間事業者 | | | | | | | |
| 既存 | 生活交通路線維持確保バス補助金 | 生活交通路線として必要なバス路線を維持確保するため、必要に応じてバス事業者に対し助成。 | | 市) 地域生活課 民間事業者 |  | | | | | | |
| 既存 | 地域コミュニティ交通事業 | 傾斜地や高台などバス路線がなく、公共交通の利用に不便を感じる地域において、地域・行政・事業者等の共同事業としての考え方を基本とした「地域コミュニティ交通事業」に取り組むなど、地域全体が支え合う移動手段の確保の仕組みづくり。 | | 市) 地域生活課 | | | | | | | |
| 既存 | 福祉有償運送サービス | 福祉有償運送運営協議会を設置し、非営利法人等が要介護者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、個別輸送を行う。 | 4事業者が参入 | 市) 高齢福祉課 | | | | | | | |
| 既存 | あったか移送サービス | 要介護3以上の寝たきり高齢者で家族による搬送が困難な人の通院、入退院の移送をストレッチャーで行う。民間事業所が増加していることから、事業について見直しを行う。 | | 市) 高齢福祉課 | | 検 討 | | | | | |

8. 高齢者に関するその他の施策

(1) 火災予防、交通安全、防犯、防災、消費生活対策

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|--|---|---------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 既存 | 自動消火器・火災警報器設置助成 | 要介護4以上の寝たきり高齢者等に自動消火器や火災警報器の購入、設置工事費助成と自動消火器点検助成を実施。 | | 市) 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | | | | | | | |
| 既存 | 交通安全教室 | 老人クラブなどで交通安全教室を開催し、交通事故防止策を推進。 | | 市) 地域生活課 | | | | | | | | |
| 既存 | 地域のパトロール隊支援 | パトロール隊の結成時及び継続的に活動を支援するための物品の提供を行う。 | | 市) 地域生活課 |  | | | | | | | |
| 既存 | 消費生活サポート事業 | 消費生活センターを設置し、消費生活相談や出前講座を実施する。 | | 市) 地域生活課 | | | | | | | | |
| 既存 | 室蘭市避難行動要支援者プラン | 要介護3以上の人などを対象に市が「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動の支援に名簿を活用する。 外部への情報提供に同意した人は、平常時より町内会・民生委員などに名簿を提供し、情報を共有。また、災害発生時には本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 | | 市) 防災対策課 | | | | | | | | |
| 既存 | 高齢者運転免許自主返納者に対する住民基本台帳カード無料交付事業 | 運転に不安のある高齢者の運転免許自主返納を促進し、免許証に代わる身分証明書として、住民基本台帳カードの普及を図る。 | 「個人番号法」の成立によりH28.1月から「住基カード」の新規発行は不可。「個人番号カード」の手数料については総務省で検討中。 | 市) 戸籍住民課 | 検 討 | | | | | | | |

(2) その他

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------|-------------------------------------|--|----------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 既存 | 長寿祝金(100歳) | 100歳の誕生日を迎えられた方に祝い金を支給。 | | 市) 高齢福祉課 | | | | | | | | |
| 既存 | 市の施設の入館料の無料措置 | 水族館・青少年科学館入館料に係る高齢者(70歳以上)に対する無料措置。 | | 室蘭市 |  | | | | | | | |



室 蘭 市 民 憲 章



わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

(昭和47年8月1日制定)

室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言

わたしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。

市民一人一人は、すすんで自らの健康を保ち、明るくおいしいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

(平成6年3月31日制定)

第6期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成27年3月)

発行 室蘭市保健福祉部高齢福祉課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話 0143-25-2861 ファックス 0143-25-3330

ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp>

メールアドレス kaigo@city.muroran.lg.jp

